石狩市次世代育成支援行動計画　後期計画

こどもiプラン

（あい）

平成２２年３月

石　　狩　　市

こども i プラン

こども・あいプランの「ｉ」は、石狩の頭文字であるほか、本市の豊かな自然を表すシンボルとなる「あい風」と、そこで育つ子どもの自立（independence）を意味します。このほか、ふるさとを愛する心や、地域による支えあい、人とのふれあい（コミュニケーション），さらには、視点（eye）を、子育て支援のみならず子どもそのものへの支援へシフトし、施策・事業を捉えていこうとする考え方を表しています。

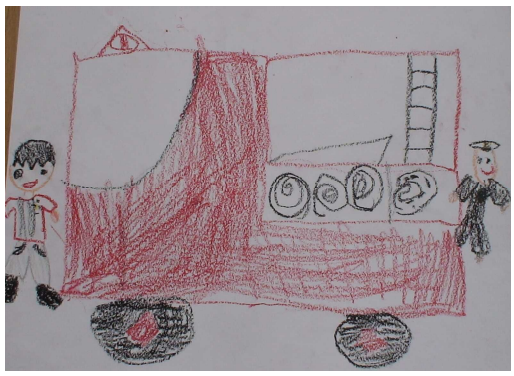

は じ め に

次世代育成支援行動計画は、少子化の進行や雇用・経済情勢などの変化が著しい社会において、子どもを生み育てる環境への様々な課題に取り組むため、市民が共に支えあい、安心して子育て・子育ちができるまちづくりを進めるため、平成１７年３月に策定しました。

この計画は、国が平成１５年に定めた「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市町村に策定が義務付けられ、前期５年、後期５年とする計画です。

その前期計画となる「子育て子育ち応援プラン」では、すべての子どもと子育て家庭が育ちあう共創の支援などを目標として、地域子育て支援システムづくりや保育サービスの拡充などを重点課題として取り組んでまいりました。

平成２２年度からスタートする後期計画「こども・あいプラン」では、待機児童の解消や要保護児童対策を進めるほか、「子ども支援」に着目し、子どもの最善の利益の保障を、全ての子ども施策に通ずる基本視点として捉え、庁内はもちろんのこと地域と協働で取り組む、子ども施策の総合計画として策定しました。

未来のまちの礎となる子どもの自立を、地域社会で支え、育てていくことは我々大人の責務であり、安心して子育て・子育ちができるまちの姿は市民の願いです。

全ての子どもの未来が、平和で、夢と希望に満ちたものであることを願い、この計画のもと、地域の皆様のご理解とご協力を頂きながら、施策等に取り組んでまいります。

終わりに、いしかり子ども総合支援会議委員の皆様をはじめ、基礎調査などにご協力頂きました市民や関係機関の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、この計画を通じて、本市の子育て・子育ちへのさらなる議論の契機となることを切に願いたいと存じます。

平成２２年３月

石狩市長　田　岡　克　介

目　次

計画の基底　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅰ　計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ　計画の基本的な考え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

子どもの生きる力を育てる　・・・・・・・・・・・・・・・・12

確かな学力の育み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

子どもの居場所づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

子どもの豊かな心と健やかな体を育む　・・・・・・・・・・24

子どもと家庭の救済・支援　・・・・・・・・・・・・・・・・27

子どもセーフティネット　・・・・・・・・・・・・・・・・・27

配慮が必要な子どもの自立支援　・・・・・・・・・・・・・31

ひとり親家庭の自立支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・34

子育てにやさしいまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・37

仕事と子育ての両立支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・37

楽しく子育てできる環境づくり　・・・・・・・・・・・・・・40

安全で快適な出産・育児と子どもの健康づくり・・・・・・44

Ⅲ　成果指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

Ⅳ　目標事業量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

計画の基底

こども・あいプランは、子どもの権利の具現化を図るため、「子どもの権利条約」の基本的な考え方を基底としています。

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。１８歳未満を「児童（子ども）」と定義し、前文と本文５４条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。１９８９年の第４４回国連総会において採択され、１９９０年に発効しました。日本は１９９４年に批准しました。

子どもの権利条約　４つの柱

○生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全、健やかに成長する権利を持っています。

○守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。障がいをもつ子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

○育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じることが守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

○参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

Ⅰ　計画の概要

１　前期計画の総括

次世代育成支援行動計画が平成 17 年度にスタートし、前期計画の目標年である平成 21 年度までの５年間、子育て支援サービスの企画から運営に至るまで、市民との協働による取組を通じて新たなサービスや人的なネットワークが形成され、本市の貴重な社会資源(※)が生まれました。

また、ここ数年、出生数や比較的若い層の転入が増えたことにより、就学前児童を中心として児童数が増加傾向にあります。

このような状況を受け、市民会議での前期計画の総括では、本市の子育てにやさしいまちづくりへの取組が一つの成果に結びつきつつあるとのご意見をいただいたところです。

一方、保育所の待機児童(※) の解消など喫緊の課題や子どもの居場所づくりなど、今後、取組むべき課題も見えてきました。総じて、就学前児童を対象とした子育て支援施策については、概ね一定の成果が見られたものの、子どもの育ちに対する施策は手薄な感が否めず、喫緊の課題と併せて、後期計画で優先的に取り組むべき課題と考えます。

また、前期計画期間に厚田、浜益との合併が行なわれたことにより、新たな文化や資源が加わると同時に地域性やニーズが多様化され、バランス性のある施策等の展開が求められています。

これらのことを踏まえ、後期計画では、子育て支援環境のさらなる充実を図るとともに、子どもの権利の実現を基本的な考えとし、子どもの育ちをどのように支えていくかを視点とした子ども施策の総合計画の策定を進めることとし、子育て・子育ちにやさしいまちづくりがさらに確固たるものになるよう目指します。

５年前と比べて、石狩市は安心して子育てできるまちになったと感じる割合

（H20.9 実施　次世代計画ニーズ調査(※)より）

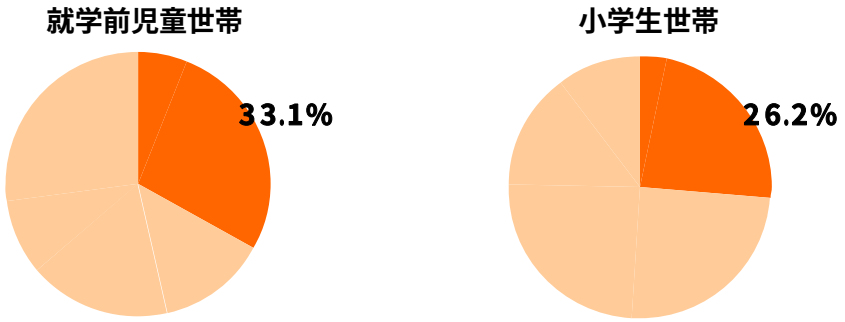

■社会資源　福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

■待機児童　保育所（認可保育所）に入所することを希望し、入所資格を有するにもかかわらず、当該市区町村域内の保育所の施設定員を超過する等の理由で入所ができない状態にある児童のこと。

■次世代計画ニーズ調査　市民ニーズ等を把握するため、平成 20 年９月１日～10 月 31 日に実施した「石狩市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のためのアンケート調査」のこと。

子どもの人口の推計

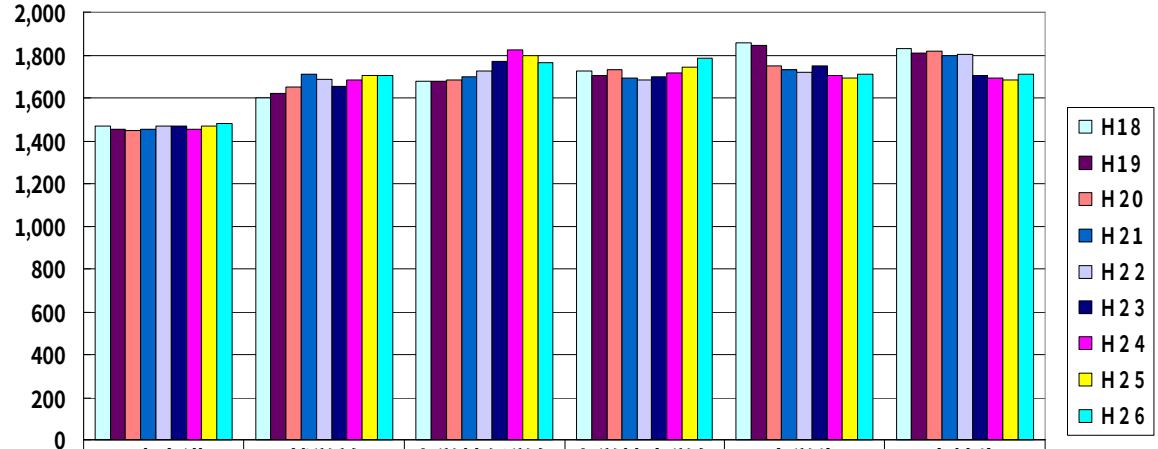

	3歳未満	就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生
H18	1,469	1,599	1,675	1,727	1,855	1,831
H19	1,452	1,622	1,677	1,702	1,846	1,806
H20	1,444	1,647	1,683	1,734	1,746	1,820
H21	1,450	1,711	1,699	1,694	1,732	1,800
H22	1,467	1,686	1,723	1,681	1,719	1,805
H23	1,466	1,657	1,769	1,696	1,746	1,702
H24	1,453	1,684	1,824	1,715	1,705	1,693
H25	1,466	1,702	1,796	1,741	1,692	1,682
H26	1,481	1,702	1,765	1,788	1,708	1,708

2　基本方針

「子育て支援」から「子ども支援」へ

前期計画の総括を踏まえ、平成 22 年度からスタートする後期計画「こども・あいプラン」では、今後５年間において、子育て・子育ちを取り巻く喫緊の課題解消を重点施策として取組むとともに、既存の施設やサービス、人的なネットワークなど、社会資源の効果的な活用と市民との協働を柱とした「石狩らしい」子育て・子育ち支援の充実を進めます。さらに子どもや家族が安心して幸せに暮らせる環境が保障され、誰もが「移り住んで子どもを育ててみたい」「大人になって家庭を築いてみたい」と思えるまちづくりを目指します。

特に、こども・あいプランでは「子ども支援」に着目し、貧困や家庭環境など子どもを取り巻く様々な格差に関わらず、すべての子どもが自立できるよう地域全体で見守り支えるまちづくりを進めるとともに、子どもも自治の主役であるという基本的な考えのもと、主体的に学んだり、遊んだり、まちづくりへ参加する機会の保障に努め、これらの取組を通じ、子どもの権利の具現化を目指します。

３　計画の位置づけ

こども･あいプランは、子ども施策の総合計画である。

次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）(※) に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりを進めるため、市町村に策定が義務づけられた法定計画で、前期５年と後期５年で構成されます。

こども・あいプランは、次世代育成支援行動計画の後期計画として位置づけされるとともに、本市における子ども施策の総合計画としての性格を有し、子どもの最善の利益を保障することを基本的な考えとし、福祉、教育などの分野を横断的に網羅した計画です。

このため、自治基本条例(※)の趣旨や理念を踏襲するとともに、上位計画である市の総合計画はもとより、地域福祉計画、障がい福祉計画、新教育プラン(※) など他の個別計画で示された考え方や施策を反映するよう努めました。

特に、新教育プランについては、計画の策定時期が同じであったことや、子ども施策を進めていく上で教育が占めるウェートが高く、課題の共通認識や子ども支援を総合的に推進するために連携強化を図る必要があったことから、教育委員会との合同作業により策定を行いました。

また、市民の意見については、アンケート調査やパブリックコメント、さらに、いしかり子ども総合支援会議での意見などを参考としてニーズ把握に努め、計画に取り入れました。

４　計画の期間

この計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの５年間です。

この間、具体の施策・事業の内容や実施時期などについては、社会情勢の変化や他の計画の見直しに応じて改訂を行います。

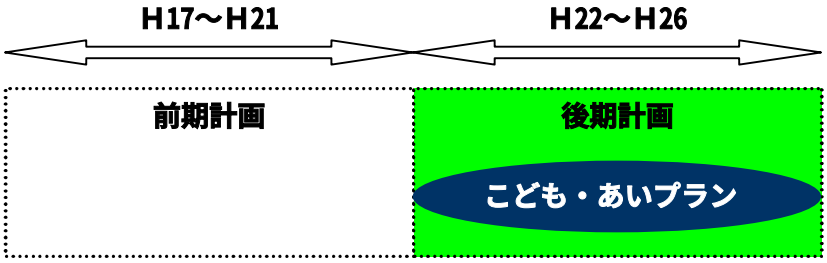

■次世代育成支援対策推進法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。

■石狩市自治基本条例

石狩市の最高規範として位置づけられ、市民と市、市民同士が協働してよりよいまちづくりを行うために、共通の目標や理念、決まりごとなどを定めた条例。

■新石狩市教育プラン

石狩市が目指す教育の理念や方向性を明確にし、教育行政を計画的に推進するための計画。

５　計画の点検・評価

法第８条第７項の規定により、計画の実施状況の評価を行い、必要に応じて検討を加え、計画を変更するなどの措置に努める必要があることから、利用者等の視点に立った点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施に反映させていくよう努めていきます。

このため、点検・評価の一連の課程を開かれたものとし、市民や関係者の意見などを反映させるため、いしかり子ども総合支援会議(※) において行うこととします。

■いしかり子ども総合支援会議

次世代育成支援行動計画の進行管理や、子ども施策の企画・立案や計画の策定などを行い、子育て関係団体、ＮＰＯ，教育関係者、市民などで構成される市民会議。

Ⅱ　計画の基本的な考え

この計画は、基本理念を実現するため、子どもに関わる様々な施策・事業を、子育ちや子育てを支える視点として体系化し、目標達成に向け今後５年間で集中的に取り組む行動計画です。一方、社会情勢の変化や市民の声に柔軟に対応することも必要なことから、位置づける施策・事業などについては固定化せず、柔軟性をもたせることにより、ニーズ等の変化などにも適宜対応できることとします。

１　基本理念

子育ても子育ちも最終的な目標は「自立」ですが、行政による支援（公助）だけでなく、地域全体で見守り、支えることが必要です（共助）。

この計画は、子どもの「生きる力」(※)を育み、自立した社会性のある大人に成長し、次代のまちづくりを担うことを願い、親は、子育ての第一義的な責任を自覚し子どもと共に自立に努め、地域は、子育て・子育ちを社会全体で協働して支え合うまちづくりを進めていこうとするものです。

さらに、子どもの権利を具現化するものでもあり、その基本的な考え方に基づいて施策等の取組に努めていくよう配慮しなければなりません。

これらのことを踏まえ、子どもと親と地域の望ましいあるべき姿を次のように示しました。

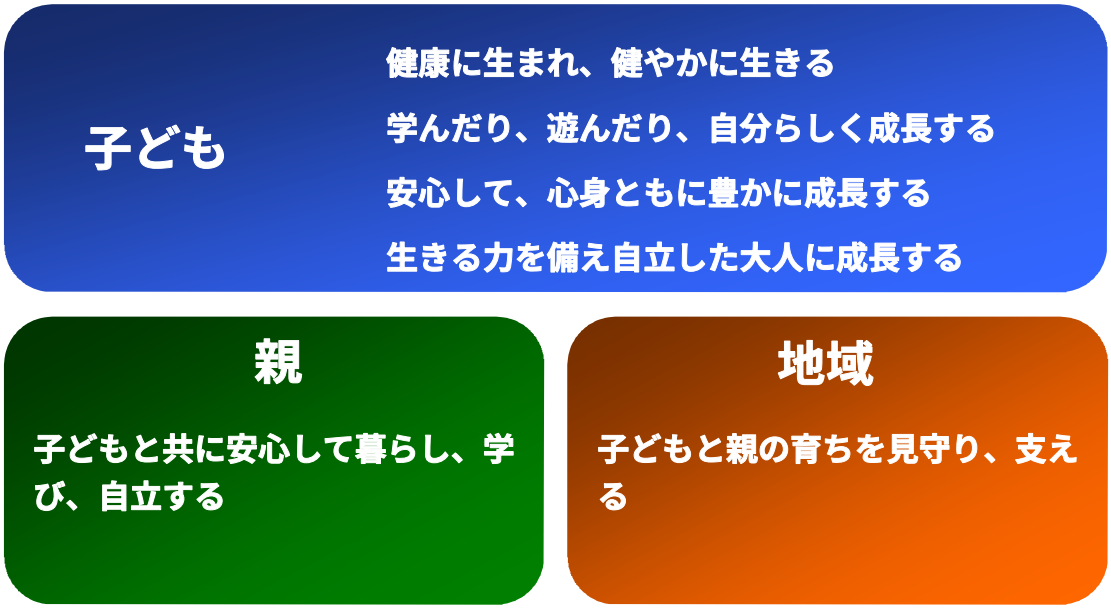

「子ども」は、子どもの権利条約の基本的な柱となる「生きる権利」「育つ権利」「参加する権利」「守られる権利」が保障され、社会人として自立できることを表しています。

■ 生きる力　中央教育審議会では、「自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力」と「自ら律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」としている。

「親」は、安心して子どもを産み育て、楽しく子育てをしながらも、親として自立することを表しています。

「地域」は、子育て子育ちを補完するなどして、子どもと親の自立を支える役割を担います。

すなわち、子どもの最善の利益が保障され、自立した子どもの育みと親育ちを、地域全体で見守り支え合うまちづくりを、この計画の目指すべき基本理念としました。

2　計画の基本視点

全ての施策を貫く視点を、次にように定めます。

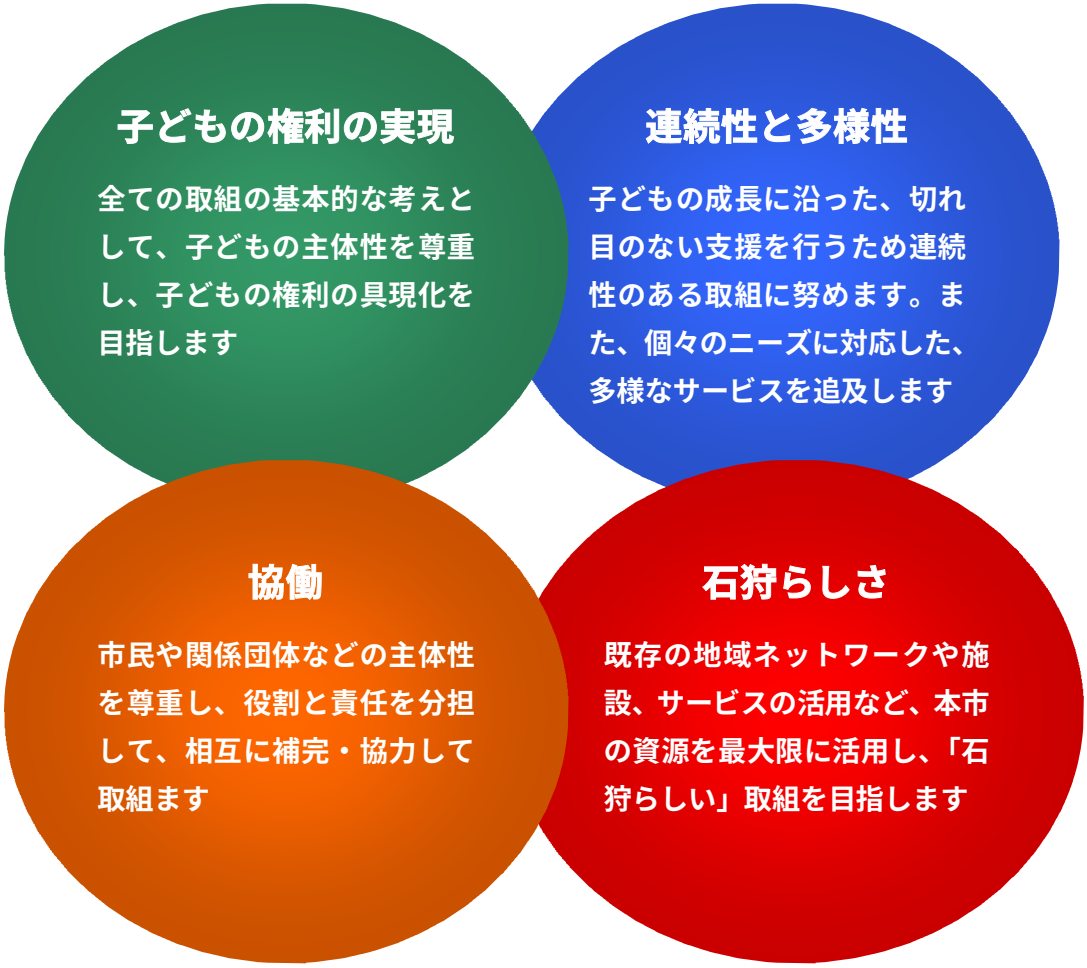

３　基本目標

計画の基本理念を実現するため、市民の皆さんにも分かりやすいよう、目標を以下の３つとして定めます。

Ⅰ　子どもの生きる力を育てる

子どもが心身ともに健康に成長し、社会人として自立するためには「生きる力」の育みが望まれます。「生きる力」は、家庭や学校、地域での関わりや体験などから学び、体得していくものであると考えます。

本市では、この「生きる力」に必要な「確かな学力」「コミュニケーション力」「心身の健やかな育成」を重点テーマとして捉え、学校での教育活動を始め、地域のマンパワーや既存施設などの活用により、基礎学力の定着や、子どもの居場所づくりを通じた人とのふれあいや表現の機会の提供、さらに子どもの情操と体力の向上に努めます。

また、子どもにとって最善の利益が保障されるよう、様々な局面において子どもの主体性に配慮するとともに、施策などを検討する課程で、子どもの意見が反映されたり、子ども自身が参加できる仕組を検討します。

Ⅱ　子どもと家庭の救済・支援

すべての子どもが自分らしく生きることができるよう、配慮が必要な子どもへのきめ細やかな支援や、児童虐待やいじめ、不登校など、要保護児童(※)等の把握と切れ目ない支援体制の整備、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取組に努めます。

Ⅲ　子育てにやさしいまちづくり

すべての家庭が健康かつ、安心して楽しく子育てができ、自立していくまでを地域社会がやさしく見守り支えていくことが大切です。

このため、社会資源を最大限に活用し、子育てサービスの充実や子育てにやさしいまちづくりへの機運が高められる取組や環境の整備に努めます。

また、仕事と子育ての両立をサポートするため、保育サービスの拡大を図り待機児童の解消に努めるとともに、急な仕事や子どもの疾病など、緊急時におけるサポート体制の強化を図ります。

このほか、子育ての最終目標は自立であるといった基本的な考えのもと、親にとって「してもらう型の支援」のみならず「参加する支援」を目指し親育ちに努めます。

■要保護児童　　適切な保護や支援が必要な児童をいい、被虐待をはじめ非行、不登校の児童などをいう。

4　計画の体系

基本目標を達成するために、今後５ヵ年で取組むべき施策を次のように体系づけます。
また、各施策を推進することによって具現化を図る、子どもの権利の視点を併せて表記します。

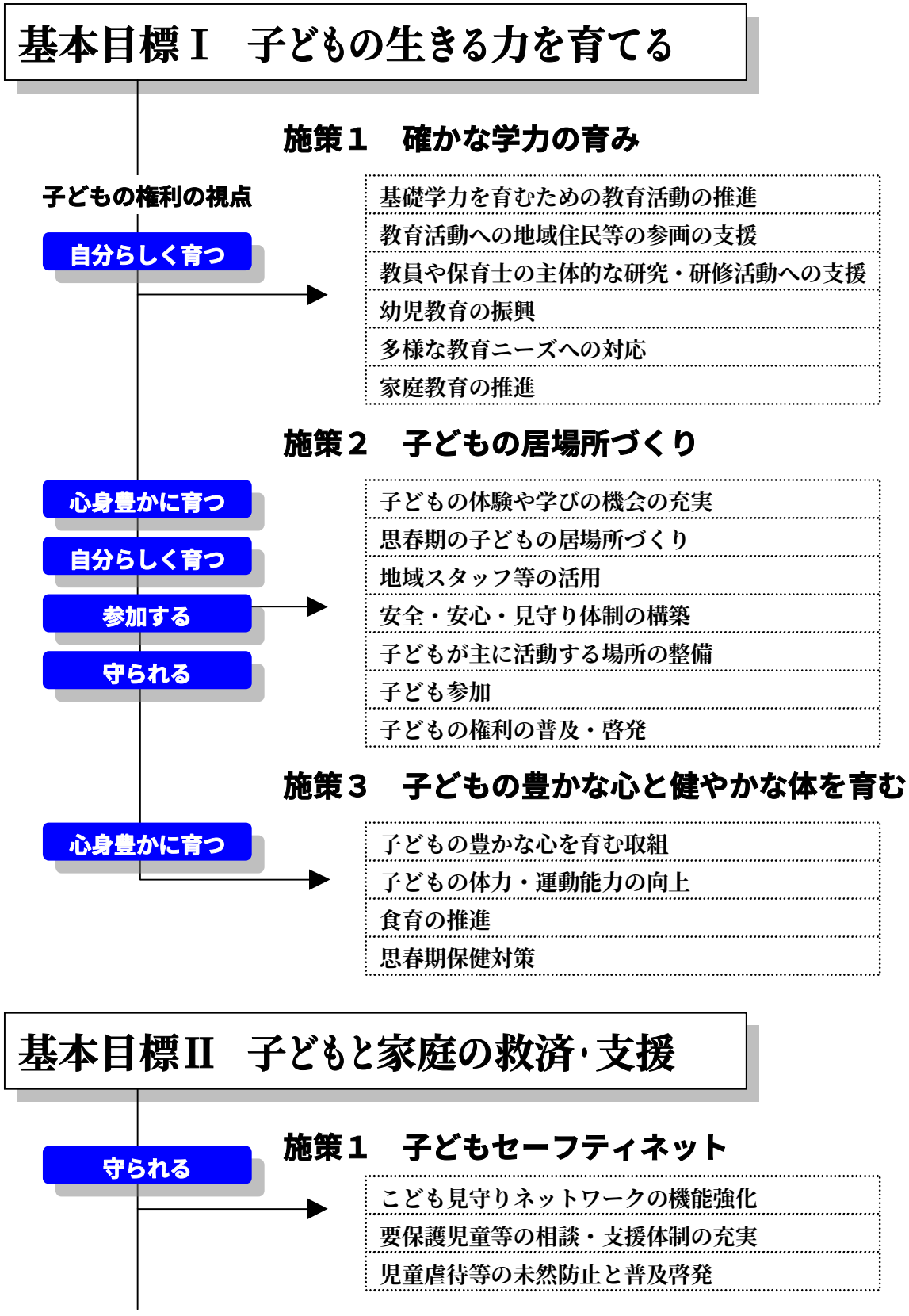

自分らしく育つ

施策２　配慮が必要な子どもの自立支援

- 医療、福祉、教育、保健、地域との連携体制の充実
- 児童デイサービスの充実
- 子どもの発達に応じた相談・支援体制の充実
- 教育や保育の機会の拡充

施策３　ひとり親家庭の自立支援

- ひとり親相談と生活支援の充実
- 母子家庭等の経済的負担の軽減
- 母子家庭の就労支援

基本目標Ⅲ　子育てにやさしいまちづくり

施策１　仕事と子育ての両立支援

- 保育サービスの充実
- 緊急時のサポート体制の整備
- 働き方等の見直しを図るための普及・啓発

施策２　楽しく子育てできる環境づくり

- 身近な場所で相談や仲間づくりができるシステム
- 子育てを地域で支えあうサービスの充実
- サービス情報等の充実
- 子どもに関する経済支援の充実

施策３　安全で快適な出産・育児と子どもの健康づくり

健やかに生まれる

- 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保
- 子どもの安らかな発達の促進と育児不安の軽減
- 小児保健医療水準の維持・向上

５　重点施策

教育委員会と合同策定を進める中で浮き彫りとなった子どもを取り巻く共通の課題や、子育て環境の維持・向上を図るうえでの喫緊の課題などを踏まえ、こども・あいプランにおいて５年間で重点的に取組むべき施策を次のとおり示します。

１　確かな学力の育み

①学力向上サポーター事業
②きめ細やかな学習支援モデル事業
③家庭学習習慣の定着とフォローアップ
④子どもの読書活動の推進
⑤学校図書館の体制整備
⑥家庭教育の推進

２　子どもの居場所づくり

①思春期の子どもの居場所づくり
②地域プレーリーダーの養成・活動の支援
③子どもの安全・安心な居場所の確保（防犯対策）
④子どもが主体的に活動できる空間の整備・改修
⑤子ども参加

３　子どもの体力・運動能力の向上

①学校施設等の開放
②外遊びや運動メニューの奨励
③食育の推進

４　子どもの発達に応じた相談・支援体制の整備

①５歳児健康相談の実施検討

５　仕事と子育ての両立支援

①待機児童の解消
②認定こども園の活用促進

６　楽しく子育てできる環境づくり

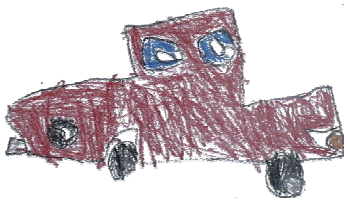

①子育てカフェの整備
②子育てニーズの把握

Ⅰ　子どもの生きる力を育てる

自分らしく育つ

1　確かな学力の育み

◆現状と課題

近年、子どもの学力低下が問題視されており、その傾向として学力が二極化され、特に低学力層の学力レベルの引き上げが課題になっていると言われています。その要因としては、子どもの発達に起因するもののほか、環境的要因が大きいと考えられ、基本的生活習慣の乱れや家庭学習習慣が定着していないこと、さらにテレビやコンピュータゲームなどに接する時間の増大などが考えられます。また、90 年代後半から問題視されている、家庭の経済格差が教育格差だけでなく親の教育意識の低下に繋がっていることなども懸念されています。

平成 20 年度に小学６年生及び中学３年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査は、日常の知識だけでなく技能の活用力や思考力を問う内容となっており、応用力の重要性が求められています。

調査結果に基づく北海道の状況は、小学校及び中学校の国語、算数・数学のいずれにおいても平均正答率が全国よりも下回っており、この状況は本市においても例外ではありません。

また、１日当たりの学習時間についても、本市では、全国よりも低い状況となっており、読書時間についても同様の傾向が見られます。

【学校以外での学習時間】

学校の授業時間以外に，普段(月～金曜日)，1日当たりどれくらいの時間，勉強をしますか（児童）

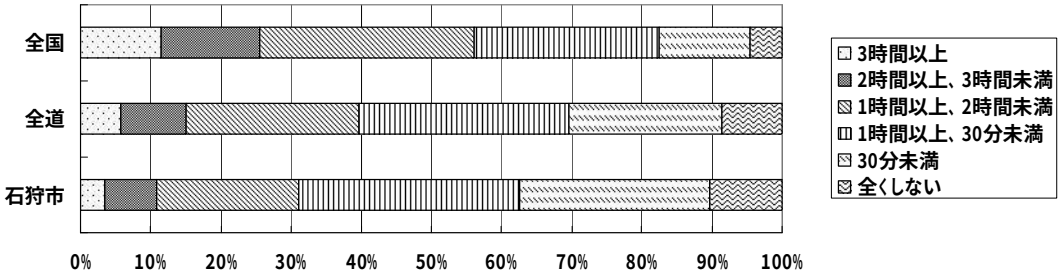

学校の授業時間以外に，普段(月～金曜日)，1日当たりどれくらいの時間，勉強をしますか（生徒）

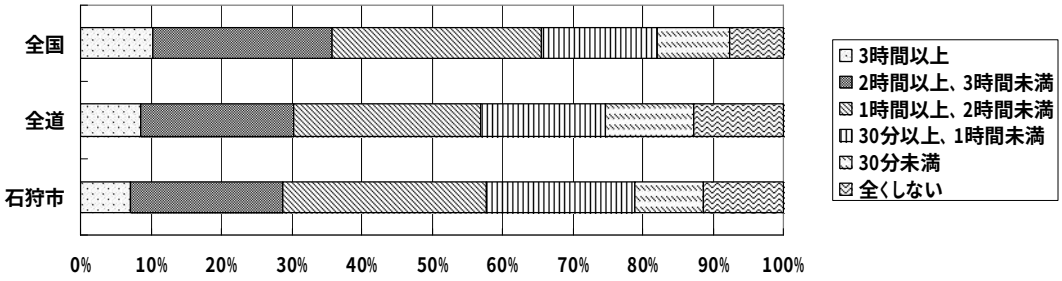

【メディアに接する時間】

普段(月～金曜日)，1日当たりどれくらいの時間，テレビやビデオ・ＤＶＤを見たり，聞いたりしますか（児童）

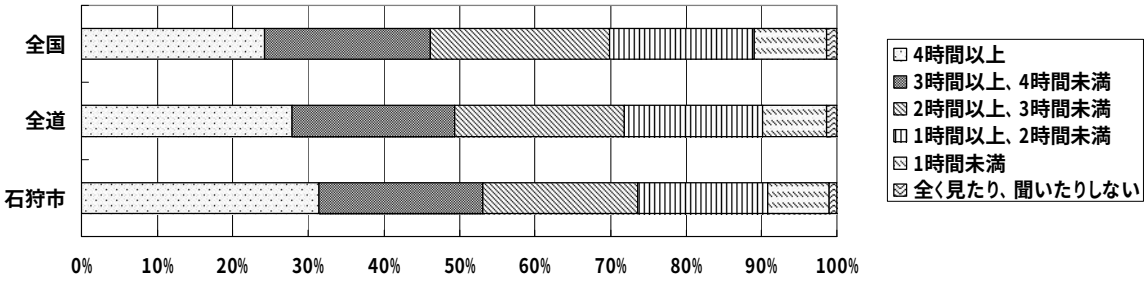

普段(月～金曜日)，1日当たりどれくらいの時間，テレビやビデオ・ＤＶＤを見たり，聞いたりしますか（生徒）

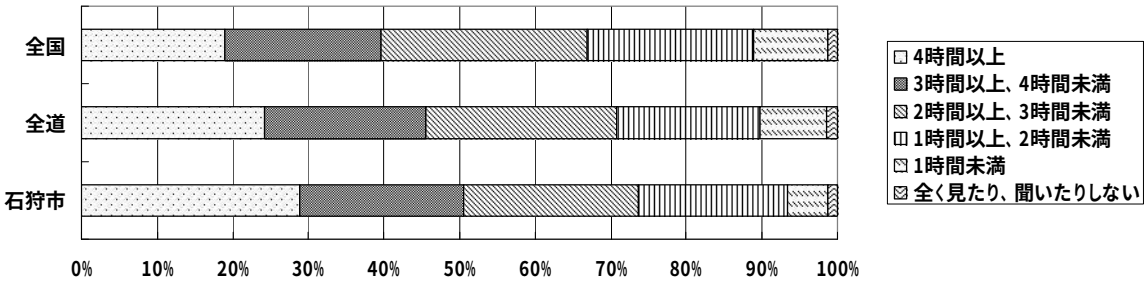

【子どもの読書時間】

家や図書館で，普段(月～金曜日)，1日当たりどれくらいの時間，読書をしますか（児童）

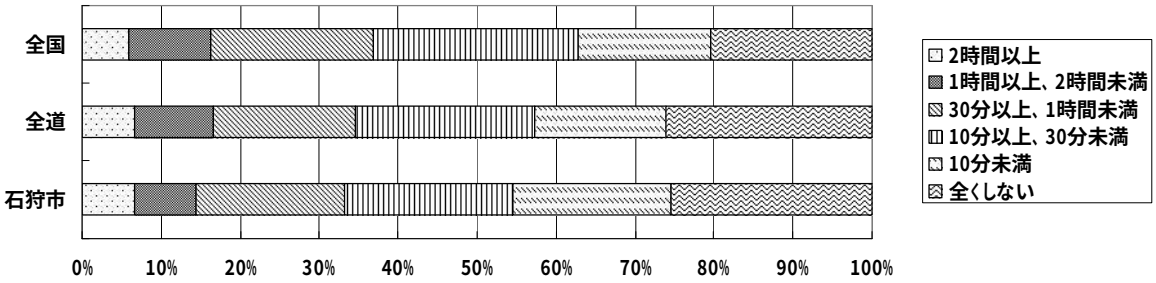

家や図書館で，普段(月～金曜日)，1日当たりどれくらいの時間，読書をしますか（生徒）

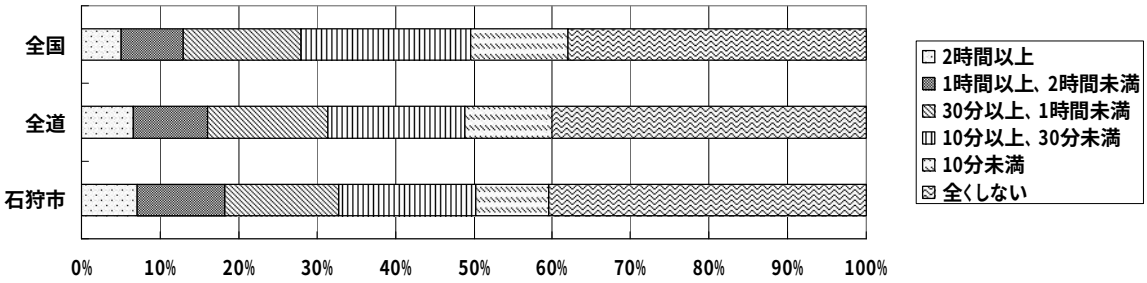

本市では、子どもの「生きる力」は「子どもが自立できる力」であると位置づけ、それは人として社会で働き、生活していくことができる力であり、その土台となる「確かな学力」は、基礎学力とコミュニケーション力が両輪となって形成されるものと考えま

す。

すべての子どもの基礎学力の定着を図るため、学校では外部ボランティアの活用による少人数指導(※)や習熟度別学習(※)など、子どもの個性に配慮したきめ細やかな指導の充実が必要です。また、読み・書きなど、リテラシー(※)教育の重要性を認識し、読書活動の奨励などを幼児教育と一体で取組むことが求められます。

さらに、経済格差と教育格差の関連性が問題視されている状況を踏まえ、経済的な問題や家庭環境などに関わりなく、地域資源やマンパワーの活用などにより、すべての子どもの学ぶ機会が補完できるようなシステムの検討が望まれます。このほか、お茶の水女子大学の研究によると、親の収入に関わらず、読み聞かせなど親の関わりが学力向上に何らかの関連があるとの報告もあることから、望ましい生活習慣やメディアの影響の普及啓発など、子どもの学力向上を視点とした家庭教育の意義を再認識することも必要であると考えます。

このように、幼児期から一貫して、家庭や地域と連携した総合的な基礎学力の向上に努めることにより、「確かな学力」の育みに繋がるものと考えます。

◆施策の方向

1　基礎学力を育むための教育活動の推進

新学習指導要領に対応した学習指導の環境を整え、地域の教育力の活用などにより、学習意欲の向上と確かな学力の基本となる基礎学力や望ましい学習習慣の定着を図るための活動を支援します。

関連する施策・事業	区分	概要
①スクール・アシスタント・ティーチャー（ＳＡＴ）事業	継続	個に応じた指導の充実を図るため、地域住民・大学生の参画による教科学習の指導補助（ボランティアを基本）を行います
②学力向上サポーター事業	新規	学力向上対策に取組む学校を対象に教員免許を持った地域人材等を指導補助として配置し、ＴＴでの活用や放課後、夏季休業中などの補充的な学習での活用を図ります
③新学習指導要領に対応した学習指導の充実	新規	新学習指導要領に応じた学習指導を行うための環境整備を実施し、各校で進める「総合的な学習の時間」の取組を支援します

■リテラシー　言語により読み書きできる能力のこと。よく使われる「メディアリテラシー」は、情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。

■少人数指導　少人数の学習集団を編成して、個々に応じたきめ細やかな学習指導を行うこと。

■習熟度別学習　児童・生徒をその教科の習熟度に応じて、複数の学級をいくつかのクラスに編成し直したり、1つの学級内で別々のコースで学習するなどして、学習の効率を上げようとする授業法。

④きめ細やかな学習支援モデル事業	新規	エキスパートサポーター（教員免許を有した非常勤職員）を配置し、より学力向上に向けた支援体制を検証します
⑤子どもの読書活動の推進	継続	学校、幼稚園、保育所での読み聞かせなど、地域ボランティアの活用や市民図書館との連携などを図りながら、子どもの読書活動を推進します
⑥家庭学習習慣の定着とフォローアップ	新規	放課後児童会などの児童を対象に、民間や地域の教育力を活用して、土曜日や長期休業期間の午前中に学習活動を行うことにより家庭学習習慣の定着とフォローアップを図ります
⑦学校図書館の体制整備	拡充	学校司書の配置や蔵書の充実、市民図書館との連携など、学校図書館機能の充実を図り、子どもが本に親しむ機会を提供し主体的な学びを支援します

2　教育活動への地域住民等の参画の支援

地域住民等の参画を推進するなど、地域マンパワーの活用により、学校や地域における教育活動の担い手の参画を支援します。

関連する施策・事業	区分	概要
①スクール・アシスタント・ティーチャー（ＳＡＴ）事業【再掲】	継続	個に応じた指導の充実を図るため、地域住民・大学生の参画による教科学習の指導補助（ボランティアを基本）を行います
②中学校部活動外部指導者の活用支援	継続	外部ボランティアの活用による運動部・文化部活動を充実します
③地域ボランティアの活用支援	継続	学校支援地域本部事業(※)などを活用し、教育活動を行うボランティアの活用を支援します

3　教員や保育士の主体的な研究・研修活動への支援

子どもが学ぶことへ興味をもち、学ぶ力の基礎を育むことができたり、保育の質が高められるよう、教員や保育士一人ひとりの資質や能力の向上のため、研究・研修の機会の充実・拡大を図ります。

関連する施策・事業	区分	概要
①教員や保育士の研修の支援	継続	本市の地域や教育課題等をテーマとする教員研修や保育所連絡協議会など団体等の主体的な研修の機会を支援します

■学校支援地域本部事業

学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

4　幼児教育の振興

教育基本法の改正により、幼児教育が小・中学校につながる学校教育の始まりとして明確に位置づけられ、つづく学校教育法の改正では幼稚園教育の目標が明記されました。

このため、幼児教育が果たす役割の重要性を再認識し、幼稚園教育要領(※)や幼児教育振興アクションプログラム(※)のほか、保育所保育指針(※)の基本的な考えを踏まえ、幼児教育の振興を図ります。

関連する施策・事業	区分	概要
①私立幼稚園教育振興の支援	継続	市内私立幼稚園の特色ある教育振興に資するため交付金を交付します
②幼稚園就園奨励費	継続	幼稚園への就園を促進するため、幼稚園就園奨励費を支給し、保育料の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減します
③幼（保）・小の連携	継続	一貫した教育の推進や小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所と小学校との連携・協力体制の整備を進めます
④認定こども園の活用促進	拡充	認定こども園制度(※) の周知・活用に努めます
⑤幼稚園の預かり保育等の推進	継続	幼稚園で行う預かり保育(※) や子育て支援活動を推進します

■幼稚園教育要領

文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準のことで、内容は「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の５領域となっている。

■幼児教育振興アクションプログラム

幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため，幼稚園，認定こども園における教育の条件整備を中心とした国（文部科学省）の施策に関する計画を定めるとともに，地方公共団体において取り組むことが望まれる施策を示した，総合的な行動計画。

■保育所保育指針

国（厚生労働省）が保育所における基本的な保育内容全般について基準をまとめたもので、幼稚園と同様に５領域からなる。

■認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設で、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設のこと。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地域裁量型」の４つに分類される。

■預かり保育

幼稚園教育要領に位置づけられる、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことで、通常の教育課程に係る教育時間の前後や長期休業期間中などに、従来からも幼稚園が行ってきた活動である。近年になって、女性の社会進出の拡大への対応として、職業等はもっているが子どもは幼稚園に通わせたいという保護者に対する支援策としても行われるようになった。

5　多様な教育ニーズへの対応

障がいのあるなしに関わらず、幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を行うための環境整備を推進します。

関連する施策・事業	区分	概要
①(仮称)石狩市教育支援センターの設置による特別支援教育(※)を進める体制の整備	新規	特別支援教育コーディネーター・支援員等の配置などの体制を整備し、特別支援学校との連携を図りながら、困り感を持った児童生徒とその保護者の支援を充実します
②幼稚園の障がい児教育	継続	市内幼稚園での障がい児の受け入れを推進します

6　家庭教育の推進

日常の基本的な生活習慣は学力の定着を図るうえで必要不可欠であることから、家庭教育が担う役割は大きく、幼児期から子どものしつけに関することや生活習慣、さらにはメディアの影響などの今日的な課題まで、情報提供や啓発活動を行うほか、保護者が主体的に学ぶ機会などを支援します。

関連する施策・事業	区分	概要
①ぴよぴよ広場	継続	１歳半～３歳児の幼児とその保護者を対象とした家庭での教育に関する学習や交流の機会を提供します
②望ましい生活習慣の普及・啓発	拡充	学校、保育所、幼稚園、健診などの場で、子どもの基本的生活習慣などについて学習する機会を奨励するなどして、普及・啓発に努めます
③地域ファシリテーターの活用	新規	母親同士のエンパワメント(※) を図るため、ノーバディーズパーフェクトプログラム(※)を実施できるファシリテーター(促進者※) が母親の集う場などでの活動を促進します

■特別支援教育

従来の「特殊教育」の対象の障がいだけでなく発達障がいなどを含め、一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行なうことで、平成 19 年 4 月から学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

■エンパワメント

力をつけること。また，女性が力をつけ，連帯して行動することによって自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方。個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

■ノーバディーズパーフェクトプログラム

カナダにおける、０～５歳までの子どもをもつ親を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで出し合って話し合いながら、必要に応じてテキストを参照して、自分にあった子育てを学ぶプログラム。

■ファシリテーター

グループなどで、参加者とともに学びながら、聞き手となり、話しやすい雰囲気をつくり、話の流れを整理したり参加者の認識の一致を確認したりする行為をしながら、親同士が知り合い互いにサポートし合える関係を築く手助けをする人。

2 子どもの居場所づくり

◆現状と課題

少子化や都市化、情報化が進んだことにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。安全で自由に遊べる場所（空間）、習い事や塾通いによる自由な時間（時間）、一緒に遊ぶ仲間（仲間）の減少により、「３つの間」が失われていると言われています。さらに、価値観の多様化やインターネット、携帯電話の急速な普及により、子どものコミュニケーションの形態も変わりつつあり、ネットの世界がもうひとつの子どもの居場所になろうとしています。変わりつつある環境の中で、子ども自身がどんな場所を居場所として位置づけ、どのように行動していけばいいのかを自ら考え、選択していくことが困難になっているものと考えます。

このような状況を踏まえ、子どもにとって身近な場所の安全・安心の確保は勿論のこと、子どもがありのまま、主体的に参加したり、他者との交流を通じコミュニケーションを高めるような機会を提供することにより、子どもが何処（何）を居場所としていいかを自力で考え、行動できるよう支援していく必要があると考えます。

幼児期から学童期の子どもの居場所としては、遊びの支援と遊び場の整備が必要です。

このため、本市の資源を生かした様々な体験の機会の提供や、子どもと関わる大人の育成、さらに公園など身近な活動場所の環境整備が考えられます。

中高生などの多感な思春期では、物理的要素の他に、自分の存在感を肯定的に捉えたり、周囲から認められていると感じることができるような心理的要素が求められます。

平成 20 年度に実施した「中高生の居場所に関するリサーチ」の結果によると、中学生にとっての居場所の条件は、友達と一緒に居られる場所（時間）だけでなく、１人になって安心できる場所（時間）でもあり、さらに、友達との関わりの中で自分らしく居られることを実感できる場所でもあります。これらの傾向は高校生においても同様です。

このため、思春期の子どもが自己実現を達成できるよう、子ども自身が参加し、積極的な意見等の表明や体験の機会を提供することにより、心の居場所づくりに繋がると考えます。

中学生にとって居心地のいい場所の理由

（H20 実施「中高生の居場所リサーチ結果」より）

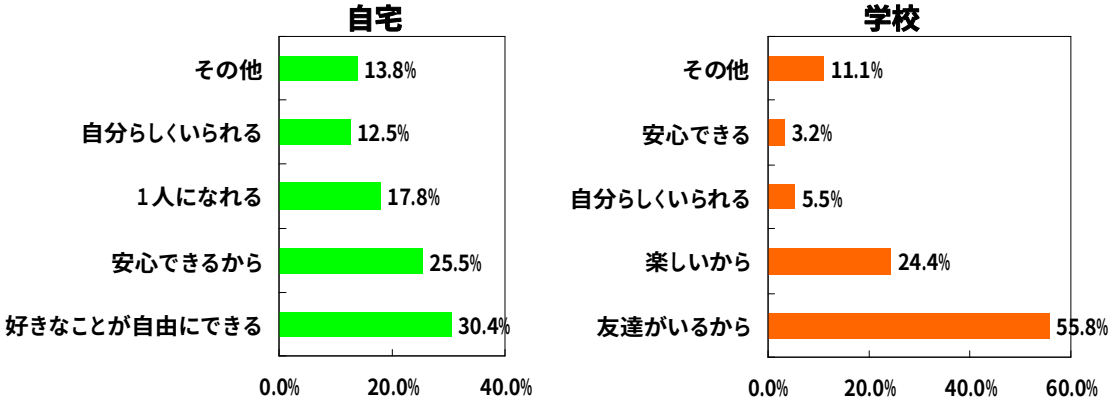

子どもの遊び場について日頃
強く感じていることは何ですか？

（H20 実施　次世代計画ニーズ調査より）

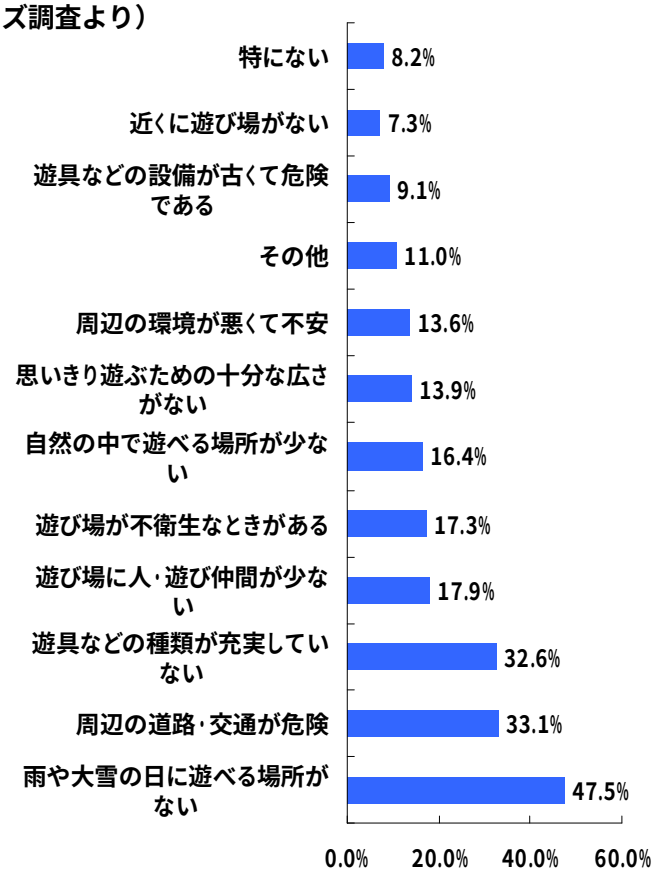

放課後や土日に、家の近くで
子どもが交流するなどの場としてどのようなものを望みますか？

（H20 実施　次世代計画ニーズ調査より）

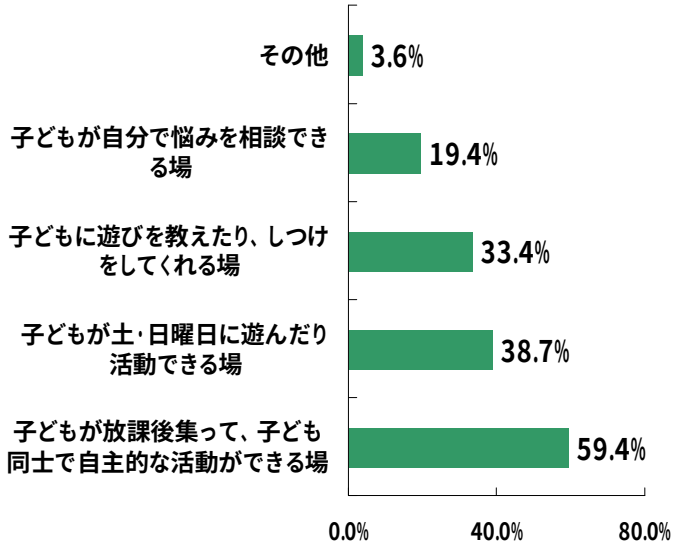

◆施策の方向

1　子どもの体験や学びの機会の充実

児童館や公園などの身近で安心できる場所や本市の恵まれた自然環境を生かし、子どもが体験したり学ぶ機会を提供するとともに、異なる年齢の子どもや大人との交流を通してコミュニケーション力を育成するほか、主体的に遊んだり活動する環境の整備に努めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①放課後子ども教室(※)の充実	継続	児童館を核に、放課後の子どもの安心な居場所づくりとともに、地域の人材を活用した多様な体験の機会を提供します
②子どもの体験活動	継続	身近な公園や、自然を生かして、団体等が主体的に実施する子どもの多様な体験活動や異世代交流活動を支援します
③世の中学習の奨励	新規	地域人材の教育力を活用して、子どもが社会のことなどについて学習できる機会を提供します

2　思春期の子どもの居場所づくり

中高生が自己肯定感(※)を高めたり、コミュニケーションづくりや自己の将来の展望を見出すきっかけづくりとして、主体的に参加して意見を述べたり、活動などを発表する機会を提供します。

関連する施策・事業	区分	概要
①児童館の中高生への開放	新規	中高生が主体的に活動できる場として、児童館に必要な機能を整備するとともに主体的な活動を支援します
②意見や発表の機会の提供	継続	中高生が主体的に参加し、自由な意見交流や趣味や特技などの発表の機会を提供します
③体験や学習の機会の充実	新規	児童館などの施設やマンパワーを活用して、思春期の子どもを対象に、芸術、科学、ものづくりなどの体験の機会を提供します

■放課後子ども教室

地域の住民の参画を得て、主に小学１～６年生を対象に放課後や週末の安全で安心な活動拠点を確保し、様々な遊びや体験活動、学習活動などを行なう事業。

■自己肯定感

自己評価、自尊感情ともいわれ、「自分は大切な人間だ」、「存在価値があり、世の中や他の人にとって必要な人間だ」と思えること。

3　地域スタッフ等の活用

次代の子ども会等の核となる子どもリーダーの養成や、子どもと関わり、遊びの指導などを行う地域住民や学生など、マンパワーの発掘と活用を図ります。

関連する施策・事業	区分	概要
①子どもリーダーの養成	継続	次代の子ども会の指導者づくりのため、子どもリーダーの養成を図ります
②子ども会の育成	継続	石狩市子ども会育成連絡協議会の活動を支援し、子ども会の育成を図ります
③地域プレーリーダーの養成・活動の支援	新規	公園などで、子どもと一緒に遊んだり、遊びの企画や指導を行う地域人材の養成と主体的な活動を支援します
④子どもの健全育成の推進	継続	青少年健全育成協議会などが主体的に実施する子どもの健全育成事業について支援します

4　安全・安心・見守り体制の構築

不審者対策や事故を未然に防止するため、見回り体制の強化や迅速な情報配信と情報共有が図られる体制を強化します。また、ネットの被害や依存の問題、さらに学校裏サイトなど、子どもがトラブルに巻き込まれないための対策を進めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①不審者等の情報配信	継続	不審者などの情報をすばやく市民や関係機関へ配信し、情報共有を図り、犯罪等の未然防止に努めます
②見回り体制の強化	新規	犯罪等の抑止を図るため、青色回転灯(※)の資格者や搭載可能な公用車を増やすなど、見回り体制の強化を図ります
③安全教育の充実の支援	拡充	事故や不審者から子ども自身が身を守るため、交通安全教育・防犯教育などの充実を支援します
④ネットパトロール	拡充	学校、(仮称)石狩市教育支援センターが連携したネットパトロールの実施と情報の共有化を推進します

■青色回転灯

警察庁と国土交通省との申し合わせにより、一定の要件の下、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装着することを認めることとされ、平成１６年１２月１日から運用が開始されている。

これには、警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受ける必要がある。

⑤子どもを見守るシステム	継続	不審者や交通事故等から子どもを守るため、スクールガード(※)など、学校を核として地域で子どもを見守る運動を展開します
⑥メディアリテラシー教育の推進	新規	ケータイやネットゲームなどの危険性と望ましい利用の仕方について、学校、家庭、地域が連携して啓発に努めます

5　子どもが主に活動する場所の整備

子どもが主体的に活動できる環境の整備に努めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①大型児童センターの建設	新規	小学生だけでなく中高生や就学前の子どもなど、様々な年齢の子どもの交流や、主体的な学びと体験の場を整備します
②公園の再整備	拡充	既存の公園の老朽化などに伴い、計画的な再整備（遊具や外柵などの改修）を行います
③学校施設等の開放	新規	放課後に体育館等を開放して、子どもが自由にスポーツなどができる機会を提供します

6　子ども参加

子どもが地域で主体的に行動していくためには、子どもが利用しやすい場所の確保や、子ども自身が参加して遊びや行事を企画したり、市の施策などに意見を述べる機会の提供が望まれます。このため、子どもがまちづくりに参画できる機会の提供に努めます。また、子ども向けの情報を提供し、子どもが「知る」機会に努めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①子どもによる企画・運営参加の検討	新規	生徒会と連携するなどして、子どもが関わる事業の企画など市のまちづくりについて、子ども自身が参加できるシステムを検討します
②子どもの意見発表などの機会の提供	継続	子ども主体のフォーラムなど、自由な意見や趣味・特技などを発表できる機会を提供します
③子どもへの情報配信	新規	子ども向けのホームページなど、様々な媒体を活用して、子どもの学びや成長に有益な情報提供の検討・実施に努めます

■スクールガード

地域住民などが子どもたちの下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティアのこと。

7　子どもの権利の普及・啓発

子どもも大人も子どもの権利について理解し、子どもの主体性が尊重され、権利の侵害が起きない社会を目指すため、子どもの権利の普及・啓発のためのプログラムについて検討、実施します。

関連する施策・事業	区分	概要
①子どもの権利の普及・啓発プログラムの検討、実施	新規	子どもの権利条約の基本的な考え方に基づき、子どもの権利が守られるよう、ＣＡＰ(※)などを活用したプログラムの実施など、普及・啓発に努めます

■ＣＡＰ

子どもへの暴力防止（Child Assault Prevention）プログラムとは、虐待や性暴力に対して、子ども自身が実践できる護身術として、アメリカ合衆国で考案されたものである。略称、ＣＡＰ。日本では、主として公立小学校（学校またはPTA主催）や自治体，市民団体による企画などで実施され、人権教育として行われている。

心身豊かに育つ

3　子どもの豊かな心と健やかな体を育む

◆現状と課題

子どもが「生きる力」を身につけるためには、前述した「確かな学力」のほかに、「豊かな心」と「健康・体力」をバランスよく育成していく必要があります。子どもの知・徳・体のバランスが取れた発達が教育の目標であることは、教育基本法でも明確に規定されています。

本市の食習慣について、全国学力・学習状況調査結果によると、「朝食を毎日食べる」児童の割合は約 84%、生徒の割合は約 83%で「どちらかといえば、している」を加えると、児童で 93%、生徒で約 92%となり、北海道での水準とほぼ同程度となっています。

また、児童生徒の体力に関する全国調査によると、我が国の子どもの体力・運動能力は昭和 60 年頃から低下傾向にあり、平成 18 年度の調査では、北海道の児童生徒は、体格は多くの学年で全国平均を上回っているものの、体力・運動能力では全国平均より低い傾向が見られます。子どもの体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加などが懸念され、本市においても同様の課題として捉えています。

子どもの居場所づくりについても触れましたが、子どもの遊びの環境やコミュニケーションの形態が変わってきており、直接的な体験の機会が少なくなってきていると言えます。

こうした状況において、芸術や文化に触れる機会は子どもの豊かな感性を育て、郷土を愛する心を養うことにより、自立に必要な、調和の取れた人間形成に繋がると考えます。

◆施策の方向

1　子どもの豊かな心を育む取組

心の教育など、子どもの感性を高めるためのプログラムや読書に触れる機会を充実します。また、働くことや家族を持って子どもを育てるなど、大人になるための体験の機会を提供します。

関連する施策・事業	区分	概要
①情操教育プログラム	拡充	小中学生を対象に、音楽朗読劇や幅広いジャンルの鑑賞、演奏体験のプログラムを実施します
②ブックスタート事業	継続	10 ヶ月健診の会場でブックスタート・パックを無料配布し、全ての家庭において本の読み聞かせを通じた親子のふれあいの時間をもつことができるよう支援します

③おはなし会	継続	家庭や地域、幼稚園、保育所、市民図書館など様々な場所で、子ども達がおはなしを楽しむ機会を、ボランティアの協力を得ながら提供します
④子どもが文化芸術に触れる機会の充実	継続	子どもたちが、絵画や音楽、俳句などに親しめる機会を充実します
⑤異年齢交流の推進	拡充	中学生による保育体験や高校生・大学生による育児や子どもに関わるボランティア体験など、異年齢交流の機会を支援します
⑥キャリア教育(※)の支援	継続	中学生による職場体験活動、小学生による職場見学などを通して働くことの大切さやコミュニケーションを学ぶ機会を支援します
⑦国際文化に触れる機会の提供	継続	国際交流協会等との連携を図りながら、姉妹都市との交流を中心に、子どもが国際文化に触れる機会を推進します
⑧沖縄県恩納村中学生との交流	継続	気候や文化の異なる地域の人々との交流を通じ、子どもの視野を広げ豊かな感性を育てる機会を提供します
⑨奨励プログラムの推進	拡充	命の大切さ、人権（子どもの権利等）など、豊かな心を育む取組を支援するため、地域人材やプログラムなどの情報を提供するなど、学校での取組を推進します

2　子どもの体力・運動能力の向上

子どもが遊びを通じて、体力の向上が図られるよう、学校施設を開放して子どもが主体的に運動したり、身近な公園などで外遊びを通じて体力向上が図られるような取組を支援します。また、子ども会などの活動で運動メニューを奨励します。

関連する施策・事業	区分	概要
①学校施設等の開放【再掲】	新規	放課後に体育館等を開放して、子どもが自由にスポーツなどができる機会を提供します
②子どもたちのスポーツ活動の推進	継続	わんぱくスポーツスクールを始め、海洋性や冬季スポーツ等を体験する機会を充実するほか、スポーツ少年団体活動を支援します
③外遊びや運動メニューの奨励	新規	子ども会や保育所、幼稚園などが行う活動において、体を使って遊んだり、運動するメニューを奨励します
④体力・運動能力に関する実態の把握等	新規	小中学校の児童生徒の体力・運動能力に関する調査の実施と結果分析を踏まえた対策を検討します

■キャリア教育
将来を担う若者たちに勤労観、職業観を育み、自立できる能力をつけることを目的とする意味合いが深くなっており、これに基づいたインターンシップ推進や地域人材の活用などが行われ、一般的にこれらを総じて「キャリア教育」と呼称されている。

3　食育の推進

妊産婦の栄養指導や子どもの発達段階に応じた食育を推進するほか、栄養士をはじめ関係機関や地域の団体との連携による食育ネットワークづくりに努めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①食生活に関する正しい知識の普及、啓発	継続	乳幼児健診や教室などを通して、妊産婦をはじめ、子どもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣の支援及び、子どもや家庭の心身の健康増進に努めます
②食育推進のための連携体制の充実	新規	食育に関わる関係者や地域団体と情報を共有し、地域全体で推進が図られる取組を進めます
③学官協働によるプログラムの開発と実践	継続	大学等と連携により食に関するプログラムを開発・研究し、市内の保育所や幼稚園、学校などで実践します
④栄養教諭(※)等を中心とした食に関する指導の充実	継続	栄養教諭及び学校栄養職員による食に関する指導の充実と学校で食育を取り組めるよう支援します
⑤体験メニューの奨励や食に関する普及啓発	新規	食に関する体験活動の奨励や地域全体で子どもの食に関する望ましい習慣の普及啓発を推進します

4　思春期保健対策

十代の性感染症等の予防のほか、薬物や喫煙防止に関する正しい知識の普及・啓発を学校などと連携して取組みます。

関連する施策・事業	区分	概要
①性や感染症予防等に関する正しい知識の普及	継続	性の問題行動や性感染症の予防のため、命や性に関する正しい知識の普及・啓発プログラムの整備を行います
②薬物等、喫煙防止の推進	継続	心や身体を蝕む薬物乱用や喫煙を、地域・保健・家庭・学校が連携し、防止・啓発活動を進めます
③思春期の子どもの相談体制の整備	継続	十代のメンタルケアを行うため、臨床心理士などを配置しカウンセリングを行える体制を整備します

■栄養教諭

児童・生徒の発育において、栄養状態の管理や、栄養教育の推進をめざして 2005 年に新たに設けられた職である。栄養教諭は正規教員であり、栄養教諭普通免許状（専修、一種、二種）を有していなければならない。 この教育職員免許状を取得するにあたっては、栄養士資格を有していることが前提となっている。

Ⅱ　子どもと家庭の救済･支援

守られる

1　子どもセーフティネット

◆現状と課題

全国の児童相談所が平成 20 年度に受けつけた児童虐待相談件数は過去最多の４万 2,664 件で、初めて４万件を超えた前年度を 2,025 件上回り、集計を始めた平成２年度（1,101 件）から 18 年連続で増加傾向にあります。虐待の通告義務が周知されてきたとの見方もありますが、道内でも児童相談所が関わっていながら死亡に至るケースも発生しており、虐待の早期発見と未然防止に歯止めがかかっていないのが現状です。

本市の場合、虐待には至らないものの、養育困難を抱える相談ケースが年々増加し、内容も複雑化、多様化していることから、ケースの見立てや専門的な見地からの相談支援が求められています。また、虐待発生の背景には、親の生育歴や家庭の経済状況、家族関係の変動などが原因として考えられることから、いつでも、何処にでも起こりうることとして認識し、未然防止に努めるとともに、通告時の迅速な対応の強化が必要です。

文部科学省の学校基本調査によると、経済的な理由以外で、2008 年度に年間 30 日以上欠席した「不登校」の小中学生は前年度比 1.9%減の 12 万 6,805 人だったことが分かっています。道内では 4,198 人で同 0.9%減少しました。

このように、不登校の児童生徒数は全国、道内ともに３年ぶりに減少しましたが、本市では徐々に増加しており、依然として憂慮すべき状況となっています。また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成 20 年度のいじめの件数については、前年度より減じたものの、不登校と同様、未然防止や早期対応など、適切な対応が求められます。

児童虐待件数の推移

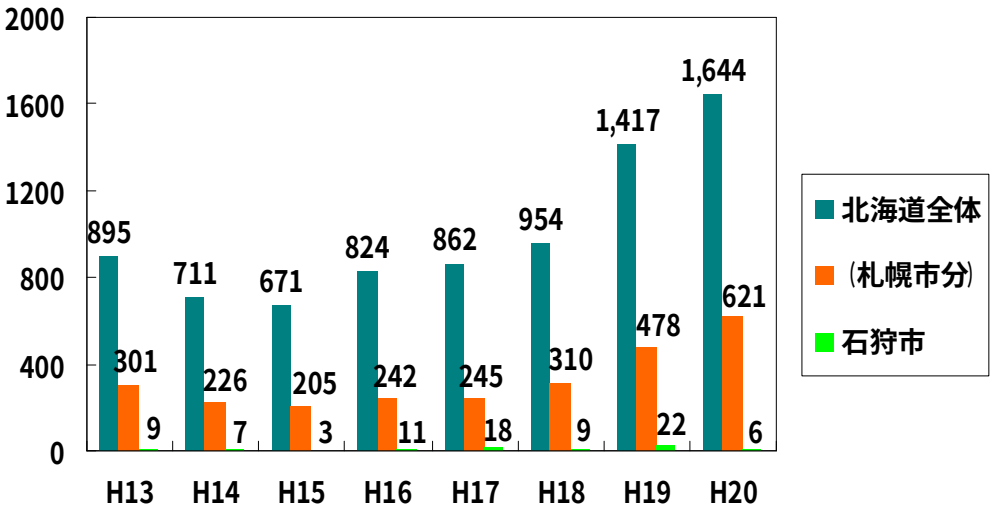

石狩市の不登校児童生徒数の推移（学校基本調査）

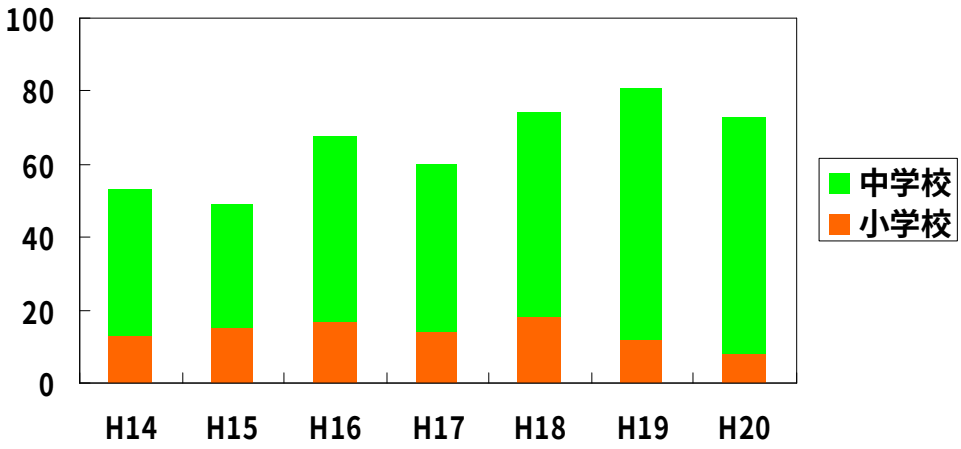

◆施策の方向

1　こども見守りネットワークの機能強化

児童虐待(※)、不登校、いじめ、非行など、要保護児童の適切な支援を図るため、平成18 年に要保護児童対策地域協議会として「こども見守りネットワーク協議会」(※)を設置しました。今後、関係機関のさらなる連携強化を図るため、研修の機会を充実するなど、ネットワーク機能を強化します。

関連する施策・事業	区分	概要
①研修の機会の充実	拡充	教員、保育士、民生委員など、実務者を対象としたケーススタディを開催し、対応スキルの向上に努めます
②ケース会議の効果的な運営	継続	要保護児童等の適切な支援を検討するためケース会議を開催します
③要保護児童等の情報共有	拡充	要保護児童等の支援が、切れ目なく連続して行われるよう、関係機関の情報共有が図られるシステムを検討します
④養育支援訪問事業	継続	母子保健部局と児童福祉部局が連携し、適切な支援が必要な児童や保護者に対し、相談員等が訪問を行い相談やサービスに繋げます

■児童虐待

「児童虐待の防止等に関する法律」において、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）がその監護する児童（18 歳に満たない者）に対し、次に掲げる行為をすること」と定義され、列記されている行為は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄）、心理的虐待の４つである。

平成 16 年の法改正により、虐待を受けたと思われる児童を発見した者に、通告の義務などが明記された。

■こども見守りネットワーク協議会

児童福祉法により、被虐待児童など要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報交換や支援を行なうため、地方公共団体に設置することが努力義務となっている要保護児童対策地域協議会のこと。福祉、教育など 70 ほどの関係機関の代表者が一堂に会する総会と、個別ケースの検討を行うケース会議で構成される。

2　要保護児童等の相談・支援体制の充実

多様化、複雑化する虐待相談や不登校相談などに対応するため、相談員のスキルを高めると同時に、有資格者を配置し、ケースの見立てや援助方針などを行うほか、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

関連する施策・事業	区分	概要
①家庭児童相談の充実	継続	家庭児童相談員や臨床心理士を配置し、個別相談やグループカウンセリングなどを実施することにより家庭児童相談の充実を図ります
②相談体制の専門性の強化	継続	家庭児童相談員の研修の機会の充実や、こども相談センターに臨床心理士や児童福祉司有資格者を配置し、相談支援体制の強化に努めます
③教育支援教室「ふらっとくらぶ」の機能拡充	拡充	「ふらっとくらぶ」を核とした不登校児童生徒の指導・支援及び家庭訪問等チーム支援の充実を図ります
④教育相談	拡充	教育相談員やスクールカウンセラーを配置し、教育相談等チーム支援の充実を図ります
⑤いじめ通報ホットライン	拡充	いじめを早期発見し解決するためのチーム支援の充実を図ります
⑥子どもや保護者などが相談できる場所の周知	拡充	子どもや保護者のほか、関係機関などが相談できるように、こども相談センターなどの相談場所の情報提供に努めます

3　児童虐待等の未然防止と普及啓発

虐待等の未然防止を図るため、健診時等のスクリーニングなどにより、要支援家庭の把握と適切な支援サービスに繋げるための体制づくりに努めます。また、虐待の通告義務などの周知や里親制度の普及啓発などに努めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①要支援家庭の把握と支援体制づくり	継続	赤ちゃん訪問事業や乳幼児健診などを通じて、要支援家庭の情報を関係機関で把握し適切な支援に繋がるよう連携体制を構築します

②要保護児童に関する法令や制度等の普及・啓発	継続	児童虐待の通告義務の周知徹底を図るとともに、里親(※)制度の普及・啓発を図ります
③虐待予防マネージメントシステム事業(※)	継続	虐待予防マネージメントシステム事業を展開し、児童虐待の発生予防に努めます

■里親

里親（さとおや）とは、通常の親権を有しない者で児童を養育するもののことである。日本では行政が要保護児童をあらかじめ認定・登録された者に委託し養育する里親制度が存在し、児童養護施設・乳児院等による児童の養育と並ぶ制度となっている。里親には、養育里親、親族里親、養子縁組里親、専門里親の 4 種がある。

■虐待予防マネージメントシステム事業

赤ちゃん訪問および 4 ヶ月児健診での虐待リスクアセスメント、ケース対応会議、関係機関連絡、母子保健部局と児童福祉部局が連携して行う養育支援訪問事業を含む、虐待を予防する一連の取組。

2 配慮が必要な子どもの自立支援

◆現状と課題

近年、新たに認知されるようになった発達障がいなど、配慮を必要とする子どもについては、早期発見と適切な対応が求められます。このため、保健師やこども発達支援センターなどが連携し、乳幼児健診や発達相談などの機会を通じて、早期発見に努めてきました。

これらの子どもに遊びを通して機能訓練や生活指導などの療育を行う、こども発達支援センターの入所者数は年々増加しており、その対応にも高度な専門性が求められることから、今後、市内のデイサービスと併せてさらなる充実と連携が求められます。

最近では、テレビなどでもテーマとして取り上げられるようになり、以前より発達障がいへの認識は広がってきている感がありますが、配慮が必要な子どもやその家庭についてあたたかく見守り支えていくためには、ノーマライゼーションの観点からも、広く市民や関係機関などの意識啓発を図っていくことが必要です。

平成 19 年４月には、学校教育法が改正され、特別支援教育がスタートしました。

この流れを受け、本市でも特別支援教育の充実を図るため、各学校に核となるコーディネーターを配置し、専門的な対応と教員の資質向上に努めてきました。また、幼稚園や保育所でも、障がい児の受け入れを拡大するなど、配慮が必要な子どもが等しく教育を受けたり、集団保育の機会に努めてきました。

しかしながら、いじめや不登校、ひきこもりなど思春期の問題が表出して初めて、障がいが発覚するといったケースも見受けられ、保護者の理解が得られずに適切な支援に繋ぐことが困難な場合もあります。このようなことからも、発達障がいの子どもの早期発見・早期対応については依然として、関係機関の連携を図りながら適切な対応を検討していかなければならない課題であると言えます。

こども発達支援センター入所児童数の推移

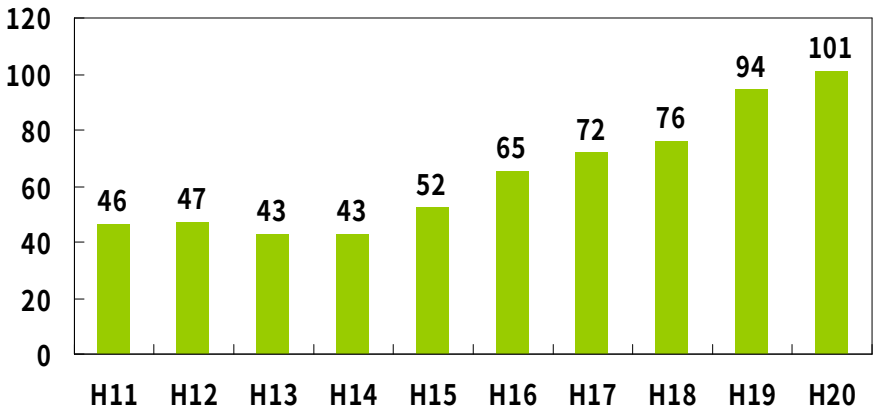

◆施策の方向

1　医療、福祉、教育、保健、地域との連携体制の充実

障がいの原因となる病気や事故等の予防及び早期発見・治療等をはじめ、各分野の円滑な連携による療育を支援します。

関連する施策・事業	区分	概要
①ネットワークの充実	継続	保健師をはじめ保育所や幼稚園、学校との情報共有や障がい児の適切な支援を図るための連携体制を構築します
②障がいの理解を高める啓発活動	継続	講演会や勉強会などを開催し、市民や関係機関の発達障がいの理解を高めます

2　児童デイサービスの充実

障がい児の集団生活への適応訓練や保護者の日常生活における基本的指導等を支援します。

関連する施策・事業	区分	概要
①児童デイサービスの連携強化	継続	市内３箇所の児童デイサービスとの情報共有など連携強化を図ります

3　子どもの発達に応じた相談・支援体制の充実

乳幼児健診での発達相談を実施するほか、その後の支援が切れ目なく行なえるようシステムづくりを進めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①発達相談の実施	継続	乳幼児検診時の発達相談などを実施し、発達障がい(※)の早期発見、早期対応に努めます
②発達相談体制の強化	拡充	こども発達支援センターに専門職を配置するなど、機能の強化を図ります
③５歳児健康相談の実施検討	新規	就学前時期の発達面を含めた健康相談体制の充実に向けて検討します

■発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

4　教育や保育の機会の拡充

保育所や幼稚園、児童館での障がい児の受け入れを促進するため、障がい児保育の充実を図ります。また、児童生徒の困り感を把握し、きめ細やかな支援を行うため特別支援教育の充実を図ります。

関連する施策・事業	区分	概要
①障がい児保育事業	継続	市内保育所での障がい児の受け入れを推進します
②幼稚園の障がい児教育【再掲】	継続	市内幼稚園での障がい児の受け入れを推進します
③児童館の障がい児受け入れ	継続	児童館や放課後児童会(※)での障がい児を受け入れるため必要な体制の整備を図ります
④(仮称)石狩市教育支援センターの設置による特別支援教育を進める体制の整備【再掲】	新規	特別支援コーディネーター・支援員等の配置などの体制を整備し、特別支援学校との連携を図りながら、困り感を持った児童生徒とその保護者の支援を充実します

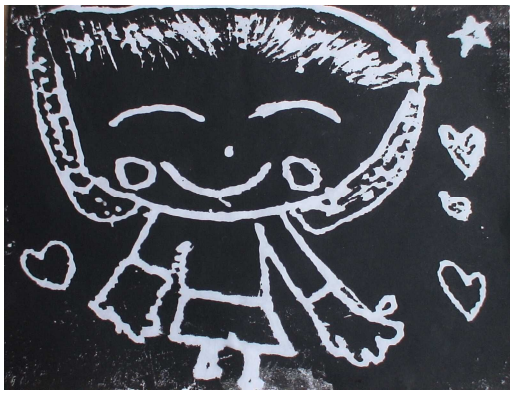

■放課後児童会

児童福祉法に規定される「放課後児童健全育成事業」をいい、保護者が就労等により家庭にいない、小学校に就学しているおおむね 10 歳未満（小学校１年生～３年生）の児童を対象として、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館などの施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業。

3 ひとり親家庭の自立支援

◆現状と課題

全国母子世帯等調査結果報告によると、我が国のひとり親家庭の割合は年々増加しています。母子家庭については、夫との死別による死別母子が減少している一方、生別母子が増加しており、原因として離婚や未婚母子が約 85%を占めています。また、父子家庭も同様で、離婚が 75%となっています。本市においても、ひとり親家庭数は増加傾向にあり、平成 20 年度に本市で実施した次世代ニーズ調査の結果によると、小学生を養育するひとり親家庭については約 11%と高い傾向であることが窺えます。

平成 18 年度の全国母子世帯等調査によると、母子家庭の平均年収は、公的な手当ても含めて 213 万程度となっており、全世帯の 563 万円と比較しても経済的にも非常に大きなハンディキャップを抱えていると言えます。一方、父子家庭については、年間収入は 421 万円と母子家庭の倍程度となっています。また、「子どもについての悩みは何か」という設問に対し、母子、父子ともに「子どもの養育や教育」を挙げており、次に、母子家庭が「しつけ」であるのに対し、父子家庭は「栄養・健康」を挙げています。「困っていること」は、母子・父子ともに「家計」で、次に、母子の「仕事」に対し父子が「家事」となっています。

以上のことから、ひとり親家庭にとって経済的な問題は深刻であり、特に母子家庭が深刻で、父子家庭にあっては生活面でのサポートが必要であると考えられます。

このため、ひとり親家庭の子どもの育ちを支援するためには、母親あるいは父親の経済面や生活面、さらには就労面での支援を図りながら、仕事と子育ての両立を支え自立に導くための施策が必要であると考えられます。また、家庭の所得格差に関わらず、子どもが学ぶことのできる機会を保障することも必要です。

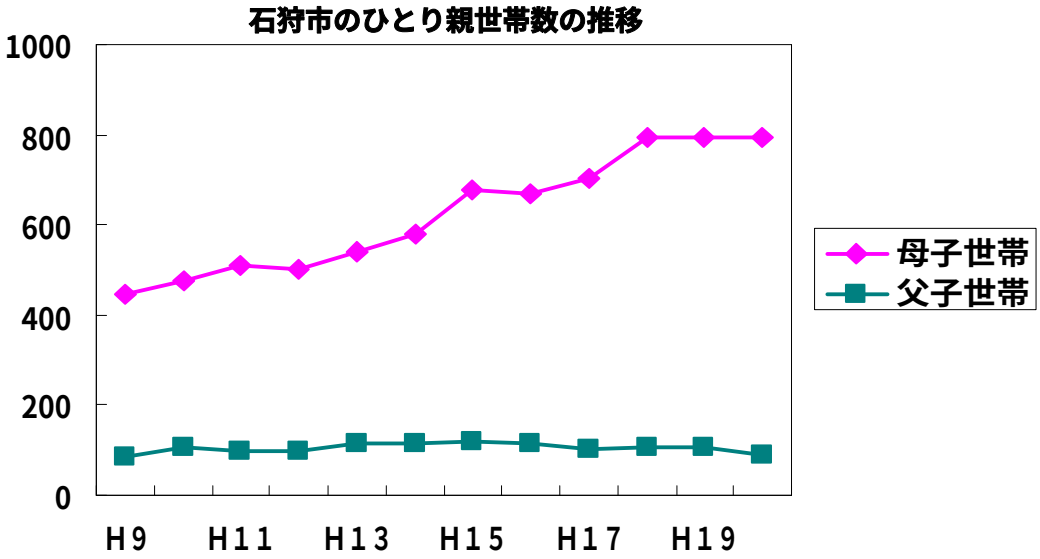

◆ 施策の方向

1　ひとり親相談と生活支援の充実

離婚後の公的サービスや養育費の問題、子どもの養育や仕事に関する悩みなど、ひとり親の相談に対応します。また、ひとり親家庭の生活をサポートし、自立を支援するためのサービスを実施します。

関連する施策・事業	区分	概要
①ひとり親相談の充実	継続	母子自立支援員を配置し、ひとり親の悩みや、公的サービスなどの情報提供を行います
②ひとり親家庭生活サポート事業	継続	求職活動や病気など、一時的な理由により、子どもの養育ができないひとり親家庭にヘルパーを派遣し生活をサポートします

2　母子家庭等の経済的負担の軽減

経済的に不利な母子家庭等の自立を支援するため、手当ての給付や医療費の助成、貸付金の受付などを行います。

関連する施策・事業	区分	概要
①児童扶養手当の助成	継続	母子家庭等の生活の安定と子どもの福祉の増進を図るため手当てを支給します
②ひとり親医療費(※)の助成	継続	ひとり親家庭の医療費を助成します
③母子福祉資金(※)	継続	母子家庭の自立を図るため、母子福祉資金の貸付の相談や情報提供などを行います

■ひとり親医療制度

ひとり親家庭の子どもと親などを対象に、初診時の一部負担金などを除いた保険内医療費を助成する。児童は入院・通院、親は入院のみが対象となる。

■母子福祉資金

母子家庭を対象とした貸付制度。生活、技能習得、転宅のほか、子どもの修学資金などがある。

3　母子家庭の就労支援

母子家庭の自立を促進するため、就労に有利な資格取得やハローワークと連携して、必要な情報提供などを行います。

関連する施策・事業	区分	概要
①母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	継続	ホームヘルパーやパソコンなど、就職に有利な技能を取得するため、必要な経費の一部を補助します
②母子家庭高等技能訓練促進費等事業	継続	看護師や介護福祉士など、就職に有利な国家資格を取得するため、修学期間中に給付金を支給します
③母子自立支援プログラム事業	継続	ハローワークと連携して、個々のニーズに合った自立のためのプログラムを策定し、就労や資格取得に結びつけます
④母子家庭を対象とした就労支援セミナーの実施	新規	母親を対象に求職活動のポイントや資格取得に関する助成制度や活用事例についてのセミナーを実施します

Ⅲ　子育てにやさしいまちづくり

1　仕事と子育ての両立支援

◆現状と課題

女性が働く機会の増加や昨今の経済不安の影響で共働き世帯が増えています。

これにより、保育所や放課後児童会の利用ニーズが高まり、待機児童数の増加が喫緊の課題となっています。本市の保育所の待機児童数は、平成 19 年４月の緑苑台子どもの家保育園に続き、平成 20 年４月にえるむの森保育園を開設したことにより、年度当初に一旦待機児童が解消されたものの、同年８月に再び発生し、平成 21 年度４月当初で既に約 50 名（国基準による待機児童数）に上っています。

昨年９月に実施したニーズ調査でも、経済不安などから、就労して認可保育所の利用を希望する母親の潜在ニーズは 46.2%と推計され、認可保育所の新増設をはじめ、認定こども園の促進など、総合的かつ計画的な対策が急務となっています。

一方、放課後児童会については、平成 21 年４月時点での待機児童数は０人ですが、就労する就学前の子どもをもつ母親の増加の影響が、今後、放課後児童会の利用ニーズ数の増加につながるであろうと予想されます。

このため、数年先の状況を見通した、放課後児童会の計画的な整備も喫緊の課題と考えます。

（単位：人）

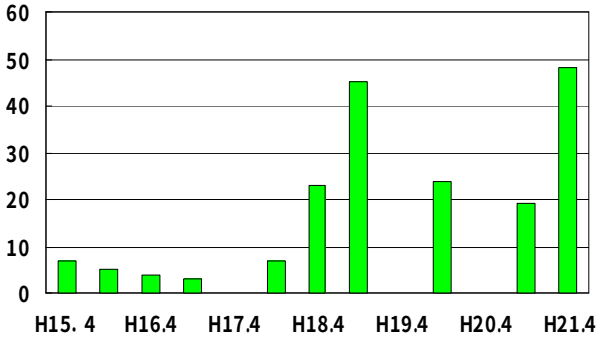

保育所待機児童数の推移
（各年度４月と 10 月時点での国基準による数値）

認可保育所の現状利用数と潜在利用ニーズ
（H20.9 実施　次世代計画ニーズ調査より）

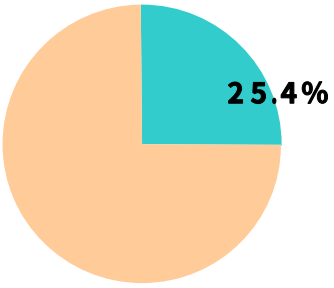

現在、認可保育所を利用している割合

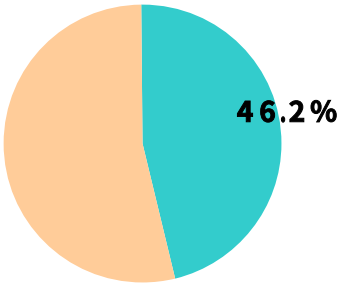

今後、働いて認可保育所を利用したい割合

放課後児童会の現状利用数と潜在利用ニーズ

（H20.9 実施　次世代計画ニーズ調査より）

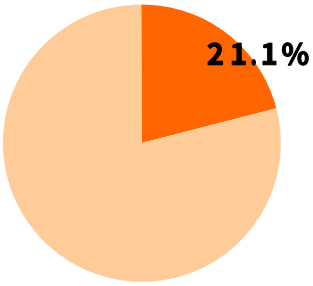

現在、放課後児童会を
利用している割合

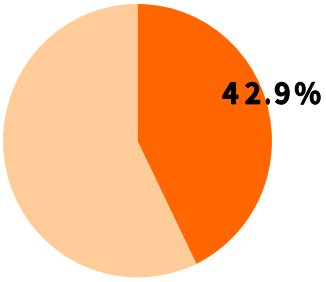

今後、働いて放課後児童会
を利用したい割合

◆施策の方向

1　保育サービスの充実

母親の就労ニーズが高まる中、保育所や放課後児童会の利用ニーズがさらに高まると考えられます。特に、働き方やライフスタイルなどが多様化してきていることから、様々なニーズに対応できる保育サービスを提供します。

関連する施策・事業	区分	概要
①認可保育所の整備	拡充	待機児童及び超過入所児童を解消し、子どものよりよい保育環境にむけ、認可保育所を計画的に整備します
②特別保育サービスの充実	継続	共働き世帯の多様なニーズに対応するため、延長保育や休日保育、一時保育など特別保育サービスを充実します
③認可外保育所の支援	継続	認可外保育所等の柔軟な保育サービスに対し助成するとともに、運営状況の実態把握及び指導を通じて保育サービスの質の向上に努めます
④へき地保育の充実	継続	へき地における保育サービスの充実を図ります
⑤柔軟な保育サービスの運営	拡充	就職活動時からの保育所の受け入れを実施するとともに、少数の待機児童の解消を図るサービスの柔軟な運営に努めます

■認可保育所

認可保育所とは、児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設をいう。 認可保育所には、認可に際しては、児童福祉施設最低基準に適合している事の他に保育所の設置認可の指針の要件を満たす必要がある。

■認可外保育所

児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設は、認可外保育施設・認可外保育所と呼ばれ、設置は届出制である。無認可保育所と呼称されることもある。

⑥幼稚園の預かり保育等の推進【再掲】	継続	幼稚園で行う預かり保育や子育て支援活動を推進します
⑦放課後児童会の整備	拡充	就学児童世帯の共働きニーズに対応するため、放課後児童会を計画的に整備します

2　緊急時のサポート体制の整備

働く親にとって、急な残業や出張のほか、子どもの疾病などで、一時的に子どもの養育ができなくなったり、やむを得ず仕事を休まなければならないなどの心配事は尽きません。子育てと仕事の両立を支援していくため、このような状況でも安心して子育てや仕事ができるよう、病児や早朝・夜間の預かりなど緊急時の支援体制の整備を図ります。

関連する施策・事業	区分	概要
①ファミリーサポートセンター事業	継続	保護者の一時的な理由に対応するため、預けたい人と預かりたい人による有償の相互援助支援システムの拡充を図ります
②病児・病後児保育事業	継続	病児の緊急預かりや送迎のほか、病気回復期の児童を保育所内の専用室で預かるサービスを実施します
③こどもショートステイ事業	継続	保護者の疾病や急な出張などにより、宿泊を伴う一時的な預かりに対応するため実施します
④救急医療等の情報提供	継続	夜間や休日に受診できる医療機関、小児救急電話相談等の情報提供を行います

3　働き方等の見直しを図るための普及・啓発

共働き世帯の保護者の職場環境の改善が図られるよう、育児制度などの普及・啓発に努めます。また、男女共同による子育て支援が推進される取組の普及・啓発にも努めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①事業所等への育児支援制度等の周知、啓発	拡充	職場において、育児支援制度の導入などが推進されるよう企業等への意識啓発や、取組状況等のリサーチを行います
②男性を含めた働き方の見直し	継続	男女が共に子育てに参加し、仕事と家庭のバランスがとれるよう多様な働き方の見直し等の意識の浸透を進めるため、講習会・広報等による啓発活動を行います

2 楽しく子育てできる環境づくり

◆現状と課題

核家族化の進行により、親子や地域との関わりが希薄になってきていると言われており、保護者が一人で子育てに悩み、不安を抱き、孤立してしまうなど子育てに対する負担意識の高まりが懸念されています。

本市では、子どもを保育所や幼稚園に預けないで在宅で子育てをする就学前の世帯が４割以上に上ります。１日中家事や育児に追われて負担感やストレスを感じた時、身近に気軽に相談や支援してもらえる人がいないと、悩みが深刻化してしまい虐待に繋がってしまうことが心配されます。本市が実施したニーズ調査では、就学前の子どもをもつ世帯の７割は「祖父母が同居または近居している」と回答し、残りの３割のうち「近所の知人や友人による支援も得られない」と回答した世帯は約２割近くとなっています。また、就学前の子をもつ世帯の多数が、ここ５年以内に本市に住み始めたばかりであることも分かりました。

このような状況を踏まえ、親が、地域で気軽に相談や支援が受けられたり、身近な場所での仲間づくりができる機会を提供するほか、在宅や共働きなどライフスタイルに関わらず、安心して楽しく子育てができるよう、子育てサービスやイベントに関する情報の充実、休日などで家族が揃って出かける機会を地域協働により提供することが大切です。また、親自身が参加して主体的に子育てを支え合う子育て支援を目指すため、親育ちの機会を提供していくことが望まれます。

これらの取組を通じ、まちぐるみで子育てを支えていこうとする市民意識が高まることで、子育てにやさしいまちづくりに繋がると考えます。

「H20 実施　次世代計画ニーズ調査」より

子育ての相談や支援してほしいと思うことがあるか

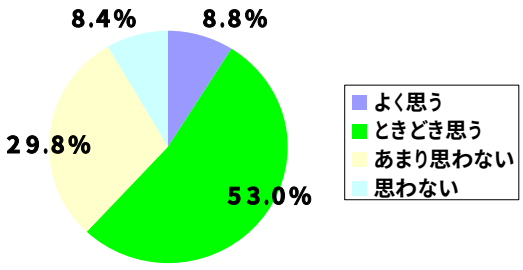

「よく思う」「ときどき思う」と回答した人で実際に相談や支援ができているか

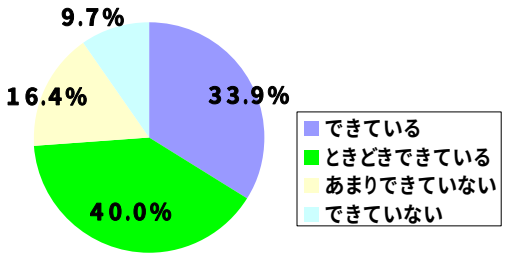

「H20 実施　次世代計画ニーズ調査」より

支援が得られない理由

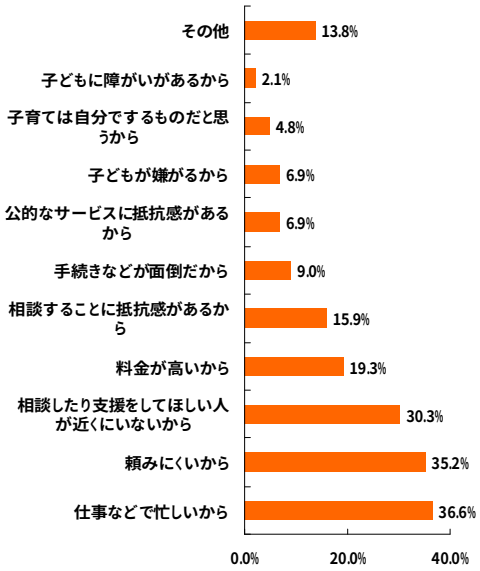

子育てに関する情報の入手経路

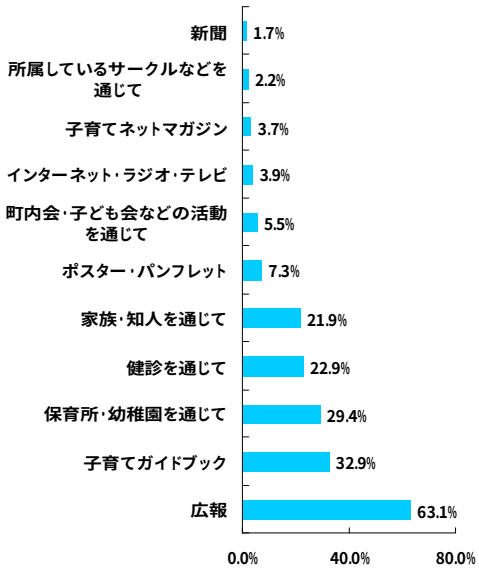

◆施策の方向

1　身近な場所で相談や仲間づくりができるシステム

在宅家庭を中心に、保育所や児童館を開放することにより、身近で気軽に立ち寄れる場所で相談や仲間づくりができる場を提供します。

関連する施策・事業	区分	概要
①保育所地域活動事業の充実	継続	公立保育所を開放し、在宅家庭の子どもと保育園児の交流や高齢者との異世代交流を行うほか、保育士が育児相談を実施します
②へき地保育所地域活動事業の充実	継続	厚田・浜益地区の保育所を開放し、在宅家庭の子どもと保育園児の交流や保育士が育児相談を実施します
③児童館の開放	継続	児童館４館の午前中を開放し、仲間づくりの場や、指導員による遊び指導や相談などを行います
④地域子育て支援拠点事業の充実	拡充	子育て中の親等の育児不安等を軽減するため、子育て支援センターやつどいの広場を増設します
⑤地域ファシリテーターの活用【再掲】	継続	母親同士のエンパワメントを図るため、ノーバディーズパーフェクトプログラムを実施できるファシリテーター（促進者）が母親の集う場などでの活動を促進します

■地域子育て拠点事業

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、保育所や児童館のほか、公共施設や民間スペースなどを活用して実施。ひろば型、センター型、児童館型がある。

2　子育てを地域で支え合うサービスの充実

市民、関係機関、行政が協働して子育てを支えあう体制づくりを進めます。また、親自身が支援をしてもらう立場から、参加する立場となるためのきっかけづくりとなるよう、親育ちを目指した取組を進めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①子育て支援ネットワークの振興	継続	ＮＰＯ法人や育児支援団体、行政などが、協働により、まちぐるみで子育て支援を進めるための情報共有やイベント企画を行います
②企業や商店街との協働による取組	継続	子育て家庭がふれあう時間を創出するため、商工会議所等と連携し、様々なサービスなどの提供を行います
③親子が参加できるイベントの開催	継続	「こどもまつり」など、関係機関との協働により、親子がともに楽しめるイベントなどを開催します
④ごみ袋の無償交付	継続	２歳未満の乳幼児がいる家庭に無償でごみ袋を交付することにより、子育て家庭の費用負担の軽減を図ります
⑤子育てカフェの整備	新規	親育ちのきっかけづくりとして子育てカフェを整備することにより、親自身も運営等に参加できる子育て活動の拠点づくりを進めます

3　サービス情報等の充実

子育てに役立つ情報やイベントの開催情報などを、より分かりやすいかたちで提供することにより、各種サービスの選択の機会を確保するとともに、親子がともに楽しめる機会や学びの場の創出を支援します。

関連する施策・事業	区分	概要
①子ども向けイベント等の情報提供の充実	継続	関係機関と連携して子育てガイドブックや子育てカレンダーなどを定期的に発行し、情報提供に努めます
②子育て情報の配信サービスの検討と実施	新規	インターネットなどを活用して、子育て情報を配信するサービスの検討と実施に努めます
③保育所や幼稚園等に関する情報提供	継続	ガイドブックの作成やホームページなどを活用して、わかりやすい情報の提供に努めます
④子育てニーズの把握	新規	子育てニーズの把握に努め、施策等の見直しや評価の参考とするため、複数年に１回程度、アンケートなどのニーズ調査を行います

4　子どもに関する経済支援の充実

子どもが健全に成長するためには、家庭の所得状況などに関わらず、適切な養育環境や教育の機会が確保されなければなりません。

このため、子どもに関する各種手当て制度や医療費助成の充実に努めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①児童手当等の助成	継続	子育て家庭の生活の安定と子どもの健やかな育みを図るため、国の制度に準拠しながら手当の支給を実施します
②就園奨励費・就学援助等の助成	継続	幼稚園や小・中学校に通わせる家庭に対し、就園や就学のための費用の一部を助成します
③奨学金制度	継続	経済的理由で高校や大学の就学が困難な生徒、学生に奨学金を支給します
④児童扶養手当の助成【再掲】	継続	母子家庭等の生活の安定と子どもの福祉の増進を図るため手当てを支給します
⑤特別児童扶養手当等の助成	継続	障がい児の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当等を支給します
⑥乳幼児医療費の助成	継続	乳幼児医療費の一部を助成します
⑦ひとり親医療費の助成【再掲】	継続	ひとり親家庭の医療費を助成します

現在、将来についての経済的な不安（次世代計画ニーズ調査より）

就学前世帯

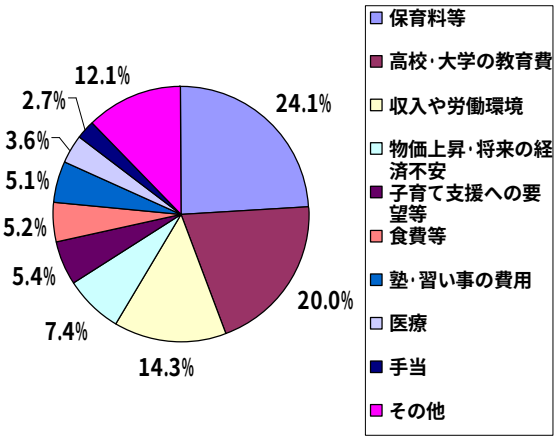

小学生世帯

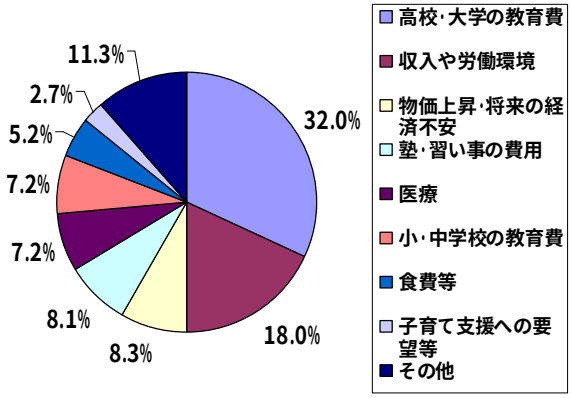

3 安全で快適な出産・育児と子どもの健康づくり

◆現状と課題

わが国の母子保健は、戦後、公衆衛生施策や医療水準の向上による乳児死亡率の急激な改善など、20 世紀の取組の成果により世界最高水準にあります。しかし、妊産婦死亡や乳幼児の事故死など、改善の余地がある課題や、親子の心の問題の拡大などの課題、小児医療・地域母子保健活動の水準の低下を防止する等の保健医療環境の確保についての課題など、対応すべき課題が存在しています。また、全国的にも依然として不慮の事故が小児の死亡原因の第１位であることから、これを防止するための普及・啓発が必要です。このほか、昨今の経済不安などにより、妊婦健診を受けない「飛び込み出産」が増えており、未熟児など出産リスクが高まる原因になるなど問題が深刻化しています。

本市の平成 20 年の出生について、第１子の 38.1%に対し、第２子以降が 61.9%と高い傾向が近年続いています。母親の出産年齢は、平成 18 年にそれまで最多を占めていた 20 歳代後半の出産件数を 30 歳代前半が上回り、平成 20 年では 30 歳代前半が 34.5%、次いで 20 歳台後半の 30.9%で、30 歳代後半が 17.2%と 20 歳台前半の 12.9%を上回り、全体としては 30 歳代以降の割合が増加傾向にあります。また、早期産(※)や低出生体重児(※)数は前年よりもやや多くなっています。

このようなことから、国が推進する「健やか親子 21」の推進はもとより、子どもが健やかに生まれる権利を保障するため、妊娠・出産に関する安全性と快適さを確保し、健診などの満足度を高める取組や産後の母親のケアの充実を図ることが必要です。また、子どもの発達の遅れや虐待などの早期発見・予防のため、相談体制の充実と関係機関と連携した切れ目の無い支援を行うほか、子どもの健康づくりを進めるための体制の充実が求められています。

本市における年齢別の出生数の推移

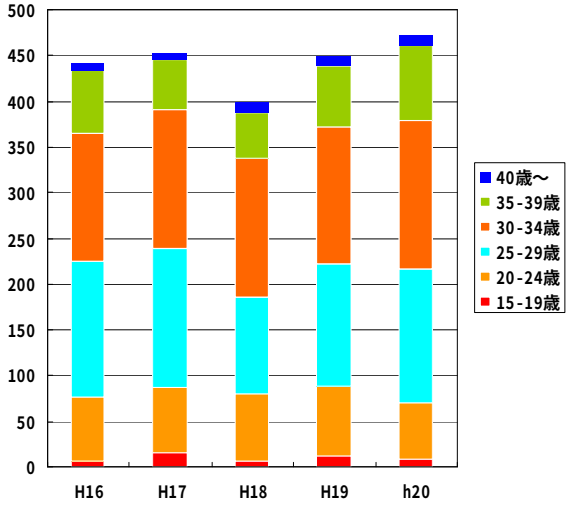

本市における乳幼児健診の満足度

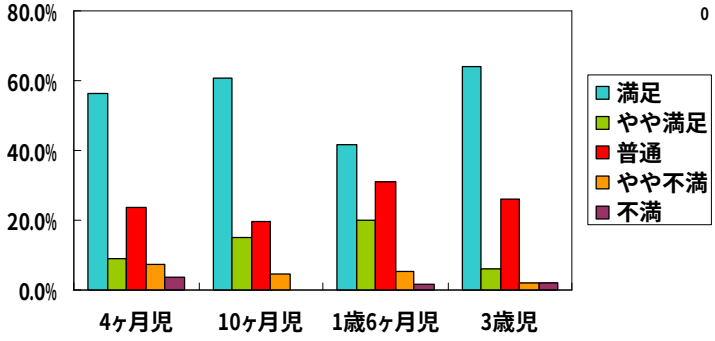

■早期産　　在胎週数が、22～36 週で出産することをいう

■低出生体重児　　出生時に、体重が 2,500 グラム未満の新生児のことをいう

◆施策の方向

1　妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

妊娠・出産が安全かつ快適なものとなるよう、妊産婦を取り巻く環境づくり等、質の向上に努めます。また、産後の家庭の安定にも努めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①妊婦に対する相談支援の充実	継続	妊婦届出時の相談体制を強化します。また若年や高齢、疾病を有するなど妊婦出産に困難をきたしやすい妊婦に訪問や電話相談などによる個別支援を充実します
②産後の母親の精神的負担の軽減	継続	産婦人科との情報交換・新生児訪問・４ヶ月健診時の母親の精神状況を確認し、産後うつ等に対し支援します
③妊婦健診の充実	継続	妊婦健康診査(※)の受診票の発行を充実します
④産後サポート事業	継続	産後間もない家庭に、ファミリーサポートセンター事業の無料券を配布し、産後の安定を図ります

2　子どもの安らかな発達の促進と育児不安の軽減

子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を推進していくうえでは、育児環境全般を改善していく必要があります。父親の育児参加や、保健医療サービスの充実、虐待の発生予防まで多岐にわたる取組を進めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①育児相談機関や子育て支援サービスの周知	継続	母子保健情報の内容充実や母子手帳の発行及び健診時にリーフレット等を活用し、普及・啓発に努めます。また転入者には母子保健情報や子育てサービス情報を周知します
②保健相談、育児教室の充実	継続	乳幼児健康相談や電話・訪問による育児相談を推進します。また、子育て教室の対象拡大や内容の充実に努めます
③乳幼児健診体制の充実	継続	乳幼児健康診査の体制・内容を見直し、混雑の解消や相談しやすい体制を整備します。また、育児不安のある保護者には訪問等の事後支援を行います
④赤ちゃん訪問事業	継続	生後４ヶ月までの子どもがいる家庭に、保健師などが訪問し、乳幼児と母親の状況や相談ニーズなどの把握に努めます

■妊婦健康診査

妊産婦の健康具合や、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいをみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査を行なう。

⑤虐待予防マネージメントシステム事業【再掲】	継続	虐待予防マネージメントシステム事業を展開し、児童虐待の発生予防に努めます
⑥養育支援訪問事業【再掲】	継続	赤ちゃん訪問などで継続支援が必要と判断した家庭に、保健師や相談員などが訪問して支援に繋げます

3　小児保健医療水準の維持・向上

乳幼児健康診査の受診率と満足度の向上に努めるほか、子どもの疾患などの未然防止として予防接種やう歯の予防、さらに事故防止対策などを進めます。

関連する施策・事業	区分	概要
①健康診査及び事後支援体制の充実	継続	乳幼児健康診査(※)の未受診者に電話、手紙、訪問などで健康状態の確認を行い健診の普及・啓発に努めます。また、健診の結果、支援が必要な乳幼児に相談指導を行います
②予防接種の普及及び啓発	継続	新生児訪問や各種健診時に指導の徹底を図るとともに、リーフレット等を活用して接種の普及・啓発に努めます
③歯科相談や検診の充実	継続	歯科相談や歯科検診の意向調査等を実施し、う歯の予防に努めます
④子どもの事故防止対策	継続	新生児訪問指導でＳＩＤＳ（乳児突然死症候群）予防を含めた事故防止の指導を行います。さらに、乳幼児健診時において啓発に努めます
⑤感染症の予防と拡大防止対策	継続	様々な感染症(※)の予防啓発と、発生した場合の状況把握や相談機関の情報提供などを学校や幼稚園、保育所などと連携して、拡大防止に努めます

■乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、母子保健法第 12 条及び第 13 条の規定により市町村が乳幼児に対して行う健康診査。乳幼児健康診断、乳幼児健診とも称される。検査年齢は、乳児（１歳未満）、幼児（１歳６ヶ月）、幼児（３歳～４歳）となっている。

■感染症

感染症とは、寄生虫、細菌、真菌、ウイルス、異常プリオン等の病原体の感染によって、より高等な動植物に生じる病気の総称である。日本では、感染症に対応するための法律として、従来の「伝染病予防法」、「性病予防法」および「エイズ予防法」が廃止・統合され、1999 年 4 月 1 日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が施行されている。

Ⅲ　成果指標

計画目標の達成度を客観的に把握するため、各施策や事業レベルでの指標（目標数値）を次のように定めます。なお、社会情勢や市民ニーズなどを考慮し、必要に応じて見直しを行うことができることとします。

基本目標Ⅰ　子どもの生きる力を育てる

施策等	指標	単位	平成20年度実績	平成26年度目標
1　確かな学力の育み	ＣＲＴ標準学力検査(※)において、「全観点評定１」の児童生徒の割合（国語及び算数・数学)	%	―	↘
基礎学力を育むための教育活動の推進	「読書が好き」と回答した児童生徒の割合	%	小　70.2 中　69.6	↗
	「学校の授業以外でどれくらい勉強しますか」の設問に対し「全くしない」と回答した児童生徒の割合		小　10.4 中　11.5	↘
教育活動への地域住民等の参画の支援	SATの年間延べ活動日数	日	809	1,000
教員や保育士の主体的な研究･研修活動への支援	小中学校教職員のうち、市主催の教職員研修に参加した割合	%	71	80
	市内保育園の常勤保育士のうち、市保協主催の研修に参加した割合		76	80
幼児教育の振興	「北海道幼稚園概要に係る調査」において、幼稚園に通う市民の割合と市内園に通う市民の割合	%	幼稚園　49.8 市内園　39.2	↗
多様な教育ニーズへの対応	―			

■ＣＲＴ標準学力検査

教育目標への到達状況を把握する目的の学力検査で、目的基準準拠検査として標準化されている。学習指導要領に示された基礎・基本的な内容を中心として到達状況を適正に把握できる、観点別学習状況の評価、総合評定の求め方に最も合理的な手法が採用されているなどの特徴があるといわれている。

	家庭教育の推進	ノーバディーズパーフェクトプログラムに参加した保護者の累積	人	―	150
2　子どもの居場所づくり		1年間でプレーリーダーによる体験活動に参加した子どもの延べ人数	人	―	1,500
	子どもの体験や学びの機会の充実	放課後子ども教室の参加述べ児童数 1年間でプレーリーダーによる体験活動に参加した子どもの延べ人数	人	11,468 ―	↗ 1,500
	思春期の子どもの居場所づくり	児童館を利用する中高生の人数	人	―	6,000
	地域スタッフ等の活用	子どもリーダーの登録者数 プレーリーダー参加人数	人	21 ―	100 50
	安全･安心･見守り体制の構築	不審者メール配信サービス登録件数 青色回転灯資格者数 青色回転灯搭載公用車数	件 人 台	1,149 ― 3	↗ 300 30
	子どもが主に活動する場所の整備	子どもが自由に運動などできるように、放課後の体育館やグラウンドを開放する		―	実施
	子ども参加	イベントなどに参画した子どもの人数	人	―	200
	子どもの権利の普及･啓発	ニーズ調査による、「子どもの権利」について、考えたことがあると答えた市民の割合 ＣＡＰプログラムを実施する小学校、幼稚園、保育所数	% 箇所	― 小学校　5 幼稚園　2 保育所　2	70 13 5 12

3　子どもの豊かな心と健やかな体を育む	「体力・運動能力調査」の総合得点の全国平均値を50とした場合の石狩市の小学5年生、中学2年生の値		小５男子 ― 小５女子 ― 中２男子 ― 中２女子 ―	50以上
子どもの豊かな心を育む取組	情操教育プログラムの参加者のうちプログラムに「感動した」と回答した子どもの割合	%	―	↗
子どもの体力・運動能力の向上	「体力・運動能力調査」の総合得点の全国平均値を50とした場合の石狩市の小学5年生、中学2年生の値		小５男子 ― 小５女子 ― 中２男子 ― 中２女子 ―	50以上
食育の推進	小学校、保育所、幼稚園に通う子どもの朝食欠食率	%	小学校 ― 幼稚園 ― 保育所 ―	0
思春期保健対策	薬物乱用防止教室・キャラバンカーによる指導を実施した中学校数	校	3	8

基本目標Ⅱ　子どもと家庭の救済・支援

施策等	指標の名称	単位	平成20年度実績	平成26年度目標
1　子どもセーフティネット	児童虐待の通告義務を認知している市民の割合	%	―	70
こども見守りネットワークの機能強化	研修に参加した関係機関等の職員数の累積	人	―	500
要保護児童等の相談・支援体制の充実	ケース会議の開催回数	回	19	↗
児童虐待等の未然防止と普及啓発	児童虐待の通告義務を認知している市民の割合 こども相談センターの認知度	%	― ―	70 50
2　配慮が必要な子どもの自立支援	障がい児の保育所や幼稚園、児童館での受け入れ人数	人	保育所　9 幼稚園　31 児童館　1	↗

	医療、福祉、教育、保健、地域との連携体制の充実	―			
	児童デイサービスの充実	児童デイサービスのサービス利用実績	人日	536	575
	子どもの発達に応じた相談･支援体制の充実	5歳児健康相談の実施検討		―	実施
	教育や保育の機会の拡充	保育園、幼稚園、児童館の障がい児受入数	人	保育所　9 幼稚園　31 児童館　1	↗
3　ひとり親家庭の自立支援		資格取得者数の累積 就職者数の累積	人	3 6	30 50
	ひとり親相談と生活支援の充実	ひとり親家庭生活サポート事業の延べ利用件数	件	37	↗
	母子家庭等の経済的負担の軽減	―			
	母子家庭の就労支援	自立支援教育訓練給付金を利用した資格取得者数の累積 高等技能訓練促進費を利用した資格取得者数の累積 自立支援プログラムによる就労者数の累積	人	3 ― 6	20 10 50

基本目標III　子育てにやさしいまちづくり

施策等	指標の名称	単位	平成20年度実績	平成26年度目標
1　仕事と子育ての両立支援	保育所の待機児童数 放課後児童会の待機児童数	人	31 0	0 0
保育サービスの充実	保育所の待機児童数（申請待機の年間平均） 放課後児童会の待機児童数（年間平均） 特別保育サービス利用人数 ・延長保育	人	31 0 2,180	0 0 ↗

		・一時保育 ・休日保育		2,779 196	↗
	緊急時のサポート体制の整備	ファミリーサポートセンターの登録者数と利用者数 病児･病後児保育の利用者数	人	登録　350 利用　318 9	↗
	働き方等の見直しを図るための普及･啓発	一般事業主行動計画策定の努力義務を認知している従業員数300人以下の企業の割合 (H23.4.1から、従業員数が101人以上300人以下の企業は義務となる) 両立支援レベルアップ助成金を認知している企業の割合	%	― ―	100 70
2　楽しく子育てできる環境づくり		ニーズ調査による、安心して子育てできるまちと感じる市民の割合	%	30	50
	身近な場所で相談や仲間づくりができるシステム	児童館開放延べ利用者数 子育て支援センター延べ利用者数 つどいの広場延べ利用者数	人	16,089 8,066 4,392	↗
	子育てを地域で支え合うサービスの充実	子育て世帯の割引協賛店舗数 こどもまつり参加者数	箇所 人	25 500	→
	サービス情報等の充実	ニーズ調査による、子育てに関する情報の入手経路として子育てガイドブックと子育てネットマガジンを利用している割合	%	36.6	50
	子どもに関する経済支援の充実	ニーズ調査による、子育てに関し経済的に不安に思う市民の割合	%	72.4	↘
3　安全で快適な出産･育児と子どもの健康づくり		乳幼児健診の満足度	%	67.9	↗
	妊娠･出産に関する安全性と快適さの確保	妊娠中期以降の届出数 産後サポート事業利用件数	件	17 34	↘ ↗

	子どもの安らかな発達の促進と育児不安の軽減	乳幼児健診の満足度 赤ちゃん訪問事業の訪問率	% 	67.9 93	↗ 100
	小児保健医療水準の維持･向上	乳幼児健診の受診率	%	1.6歳　92.7 3歳　89.7	↗

Ⅳ　目標事業量

国が定める全国共通の定量的な目標値を次のとおり定めます。

なお、この目標事業量は、社会情勢や市民ニーズを考慮し、毎年、見直しを行うこととします。

事業名	単位	H21	H22	H26
通常保育事業	人	６３５人	７５５人	８６０人
延長保育事業	か所 人	８か所 ２５０人	９か所 ２８０人	９か所 ３１０人
休日保育事業	か所 人	１か所 ２００人	１か所 ２００人	１か所 ２００人
病児・病後児保育事業	か所 日	１か所 ２０日	１か所 ２０日	１か所 ２０日
放課後児童健全育成事業	か所 人	１１か所 ３６６人	１２か所 ３８０人	１２か所 ４２５人
地域子育て支援拠点事業 センター型 ひろば型	 か所 か所	 ２か所 １か所	 １か所 ３か所	 ２か所 ４か所
一時預かり事業	か所	３か所	３か所	３か所
ショートステイ事業	か所	１か所	１か所	１か所
ファミリーサポートセンター事業	か所	１か所	１か所	１か所

石狩市保健福祉部こども室子育て支援課

TEL （０１３３）７２－３６３１

FAX （０１３３）７５－１３４０

k-shien@city.ishikari.hokkaido.jp

○カット提供

石狩市私立幼稚園振興会

石狩市保育所連絡協議会

石狩ユネスコ協会